

令和6年12月22日
於・日本学術会講堂

第193回総会速記録

令和6年12月22日(臨時総会)

目 次

1、開会 午前10時00分	2
1、配付資料説明	2
1、オンライン出席の取扱いについて	3
1、議題・日本学術会議の在り方について	4
1、散会 午後1時08分	5 2

[開会(午前 10時00分)]

○光石衛会長 おはようございます。本日は、休日にもかかわらず、出席いただきましてありがとうございます。これより日本学術会議第193回総会を開会いたします。

議事に入る前に、本日の配付資料及び留意事項について、事務局から説明いたします。

[配付資料説明]

○企画課長 事務局でございます。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。ペーパーレス化を推進するため、配付資料につきましては、事前に御登録のメールアドレス宛てに送付させていただいております。総会配付資料は、資料1から資料4及び参考資料5点の計9点です。

資料1 日本学術会議第193回総会日程等、資料2 日本学術会議の在り方について、横長の資料でございます。資料3 より良い役割発揮のためのナショナルアカデミーの設計コンセプトについて(令和6年10月31日)、資料4 日本学術会議の会員選考に関する方針(令和6年11月26日)。このほか、参考資料が1から5までございます。

以上でございます。資料はそろっておりますでしょうか。会場にて御出席の方で、お手元に資料の御用意がない場合は、挙手いただければ事務局の担当者がお持ちいたします。

続きまして、留意事項について申し上げます。

本日は、オンラインで御出席されている会員の方もおられます。御発言の際には、冒頭にお名前と所属部をおっしゃっていただき、はっきり、ゆっくり御発言いただきますようお願いをいたします。

会場にて御出席いただいている皆様は、発言の御希望がある場合は挙手いただくか、机上の発言希望票に所属部とお名前を御記入の上、事務局職員にお渡しく下さい。御発言の際には、卓上のマイクのスイッチを入れていただき、できるだけマイクに近づいて、大きな声で御発言いただきますようお願いをいたします。発言後は、マイクのスイッチを切ってくださいほか、ハウリング防止のため、オンライン出席用のZoomには接続されませんようお願いいたします。また、御発言の際に、マイク本体の位置を動かすと不具合が生じる場合がございますので、アームで御調整ください。

オンラインにて御出席いただいている皆様、入室に当たり、本人確認に御協力をいただき、ありがとうございました。会議中は、カメラはオン、マイクはオフにさせていただきますようお願いいたします。また、発言の御希望がある場合は、挙手機能またはチャット機能を利用して意思表示していただき、指名を受けましたら、マイクをオンにして御発言ください。なお、チャット機能を使用される際は、ホストへのダイレクトチャットではなく、全体チャットで御連絡くださいますようお願いいたします。

なお、総会の傍聴を希望される方や報道の方には、総会の様子を動画でも配信しておりますので、御承知おきください。傍聴されている方におかれましては、本日の資料は日本学術会議のWebサイトに掲載しておりますので御参照ください。

連絡事項は以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○光石衛会長 それでは、議事に入ります。これからの議事進行は、三枝副会長にお願いいたします。

○三枝信子副会長 おはようございます。それでは、会長に代わって議事を進めてまいります。

[オンライン出席の取扱いについて]

○三枝信子副会長 まず、総会へのオンライン出席の取扱いについて報告いたします。資料1の2ページを御覧ください。

第346回幹事会決定「日本学術会議総会におけるオンライン出席の取扱いについて」に基づき、会員の状況に応じて現地出席が困難であると会長が認める場合には、オンライン出席することができることとしており、総会の冒頭において、会長はオンライン出席の人数及び氏名を報告することとされております。

それでは、この規定に基づき、会長からオンライン出席者について御報告をお願いいたします。

○光石衛会長 総会のオンライン出席者について御報告いたします。資料1の5ページを御覧ください。

今回の総会においては、資料に記載の74名について、オンラインでの出席をお認めしておりますので御報告いたします。

また、資料に記載の74名の方に加えて、第三部の三浦佳子会員についても、オンラインでの出席をお認めしており、合わせて75名となりますので御報告いたします。

幹事会決定に基づき、オンライン出席する会員には、現地出席する会員と同等の権利を認めることといたしておりますので、御承知おきください。

○三枝信子副会長 ありがとうございます。

これにより、本日の会場とオンラインの両方を合わせた出席会員は151名で、定足数に達しておりますので、御報告いたします。

○光石衛会長 内訳を申し上げますと、現地出席が102名、オンライン出席が49名で、

先ほど三枝副会長から説明がありました 151 名となっております。

〔議題・日本学術会議の在り方について〕

○三枝信子副会長 それでは、ここから「日本学術会議の在り方について」を議題といたします。

資料 2 を御覧ください。

まず、光石会長から御説明をお願いいたします。

○光石衛会長 それでは、説明を申し上げます。

御存知のとおり、12 月 20 日金曜日に、日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会の最終報告が公表されました。これまでの状況については、会長メッセージや会員への説明会等を通じて随時御報告してきたところではありますが、本日は前回総会以降の対応の経緯及び最終報告の内容と執行部の対応について、改めて御報告した上で、今後の日本学術会議のあり方について、会員の皆様で意見を交わす機会としたいと思います。

まず、資料 2 を御覧ください。この資料の 1 ページ目、2 ページ目は、本年の 10 月の前回総会において説明したもので、昨年 8 月から前回総会までの経緯です。これは 10 月の総会にて報告しておりますので、説明は割愛したいと思います。

3 ページ目を御覧ください。前回の総会の後、ここには記載しておりませんが、内閣府のワーキンググループの議論が行われ、その後、11 月 29 日に第 13 回有識者懇談会が開催されました。そこでは、「より良い役割発揮のためのナショナルアカデミーの設計コンセプトについて」及び「日本学術会議の会員選考に関する方針」という二つの文書により、組織形態や会員選考に関する論点に関し、日本学術会議における考え方を説明いたしました。

次に、12 月 13 日に開催されました第 14 回の有識者懇談会においては、第 7 期科学技術・イノベーション基本計画に向けての提言について、林和弘委員長に出席をいただき、説明をいたしました。これについては、懇談会委員や内閣府にも、おおむね肯定的に捉えていただいたものと思っております。

その後、当該有識者懇談会で主要な論点について議論が重ねられた後、12 月 18 日の第 15 回有識者懇談会において、懇談会最終報告案が提示され、さらに議論がなされました。その後、座長により、日本学術会議からの意見を含む懇談会における議論の結果を踏まえた修正が加えられ、12 月 20 日に内閣府から最終報告が公表されたと承知しております。

有識者懇談会における学術会議の主な説明と最終報告の内容につきましては、この後、日比谷副会長から説明をいたします。

では、日比谷副会長、よろしく願いいたします。

○日比谷潤子副会長 皆様おはようございます。副会長の日比谷でございます。

それでは、次のページからですが、おととい公表されました最終報告書について御報告いたします。

まず、6月以降ですが、学術会議が有識者懇談会にどのような姿勢で臨んできたかということ、御存じのことも多いと思いますけれども、正式に提出しました幾つかの文書に沿って、改めて御報告いたします。

まず、6月7日の有識者懇談会では、「より良い役割発揮のための制度的条件」、この後も全て文書は幹事会で決定したものです。この資料を提出しました。ここでは、もう皆様よく御存じのことと思いますけれども、改めてナショナルアカデミーの5要件を確保していくことがいかに重要であるかということ、をまず表明した後、主な懸念点を五つ挙げております。それぞれどの要件についてのものかということを書いてありますが、まず要件②については、公的資格の付与の中で、勸告機能が喪失されるのではないかと。

要点③については、国家財政支出による安定した財政基盤について、財源の多様化がうたわれていたところですが、公共性の観点から、国庫負担の原則を維持してほしいこと。

要点④につきましては、2点ございますが、一つ目、活動面での政府からの独立として、中期計画の策定、運営助言委員会、監事、日本学術会議評価委員会（仮称）、これらの設置は不要であること。その考え方の基本として、学術会議の活動の評価は科学者によるピアレビューが基本であるということを書きました。

それから、要件④のもう一点目は、内部規則制定権についてですが、現在、内部規則で制定している事項を法定することについては、政府からの独立性の担保から懸念を表明しました。

そして最後に、会員選考における自主性・独立性について、選考助言委員会（仮称）の設置、法定は、コ・オペレーションの妨げになるのではないかと懸念を書きました。

その次の有識者懇談会（7月29日）では、前の6月の文書への対応が十分ではないのではないかと考えの下、これは幹事会決定ではなくて、会長名で出した文書ですが、「法人化をめぐる議論に対する日本学術会議の懸念」として、5点の懸念点を改めて言いました。

一つ目は、大臣任命の監事の設置を法定すること。2点目は、大臣任命の評価委員会の設置を法定すること。3点目は、「中期目標・中期計画」を法定すること。4点目は、次期以降の会員の選考に特別な方法を導入すること。5点目は、選考助言委員会の設置を法定すること。この五つでした。

夏を挟みまして、数回のそれぞれのワーキンググループでの議論がありましたが、11月29日の有識者懇談会に、幹事会決定文書を二つ出しました。一つ目は、組織、制度に関することですが、「より良い役割発揮のためのナショナルアカデミーの設計コンセプトについて」と題する文書です。

ポイントを3点申し上げますが、1点目は、学術の発展はネットワーク型・ボトムアッ

プ型のガバナンスを必要とする。それに対して、大臣が監事や外部評価委員を任命するトップダウン型の構造とは相容れない。特に多様な人々とのコミュニケーション、そして、これらの人々の参画を促進することによって、運営の透明性を確保し、説明責任を自律的に果たすことを目指すと書いてありまして、一つの例として、パブリックコメントなどを行うことを書いております。

それから、2点目は国際性ですが、皆様よく御存じのとおり、学術が解決すべき課題の多くには国境がありません。前回の総会で報告したとおり、国際アドバイザリーボードももう設置して活用も始めており、様々な問題には、海外のナショナルアカデミーと密接に連携を取りながら対応することが望ましいこと。

それから、3点目は組織の基本構造。これは、例えば独立性の保障などがありますけれども、それを法律によって定めることによって、民主的な正当性を確保する。一方、詳細は学術会議の会則による自律的な決定に委ねることによって、独立性を制度的に保障する必要があります。この3点を書いています。

もう一つの文書は会員選考に関するもので、「日本学術会議の会員選考に関する方針」というのがタイトルです。特別な選考方法と選考助言委員会について記しておりますけれども、まず、仮に日本学術会議が法人化するとしても、学術会議が持っているミッションに基本的な変更はありません。したがって、ミッションに基づく活動は、今期第26期から次期第27期に継続していくものであって、そこに断絶があってはならないと記しています。

今日ご参加の半分ぐらいの方はそうなわけですが、26期から選考されている会員は、期首に内閣総理大臣から任命され、6年間その役割を全うすることを託されています。その皆さんを改めて選考に付さなければならない理由は不明である。したがって、27期の期首に特別な選考方法を採用することには合理的な理由がなく、不要であると述べています。

それから、皆様、26期から選ばれている方は、学術会議内部に設置されている選考委員会で様々な団体から意見聴取を行い、会員の推薦も依頼し、様々な選考に関する改革を着実に進めている中で選ばれた方々です。私どもは、十分に私たちが責任を負うべき社会的なアクターとの関係に配慮して選考を行ったと考えていると書いています。

問題は、選考助言委員会を法定することによって、一旦法定されますと、なかなか変えられませんので、長期にわたって、外部の一定の人々の利害が会員選考の方針を左右しかねないことにあります。任命要件が法定されれば、会長が委員を任命するとしても、委員会の構成が一定の視点から強く方向づけられることを大きく懸念しております。

それから、選考委員会が何をするかという、いわゆる所掌事項ですけれども、選考の在り方やプロセス全般について意見を述べることになれば、自律的になされるべき会員選考の在り方に大きく制約が加わります。というような理由で、新たに選考助言委員会を法定することは不要であると書いています。

では、逆に何も法定しなくていいかという、そういうことはありませんで、民主的正統性の確保と独立性の制度的保障のために、一定の基本構造を法定することは不可欠で、いちいち読みませんが、会員選考に関しては、現行の学術会議法と同様の項目がそれに該当します。

それから会員数は、学術会議として数十名規模の追加をこの段階で検討していました。また、任期・定年及び会長の選考方法については、原則として現行法の規定から大きな変更をしない方向で検討していました。これらについては、この段階では引き続き内閣府とも議論を重ねていくと結んでおります。

あとは、法定すべき事項以外は内規で定めることによって、学術会議のより良い役割発揮が可能となると。これが最後になっております。

それで、先ほど会長からお話がありましたように、おととい最終報告書が出ました。かなり分量がありますし、事前にお送りしてお読みいただいた方には、ちょっと重なってしまうんですけども、それぞれ項目ごとに要点をかいつまんで御説明をいたします。これは、学術会議がこう考えているということではなくて、有識者懇談会最終報告書にこのように書かれているということの要約です。

最初に総論ですが、中間報告、これは1年ぐらい前に出たものです。そこで、分野横断的課題解決型の学術的助言機能の強化、メディアや多様なステークホルダーと連携し、国民や社会のニーズの把握、情報発信力を強化するなど、科学に関する各種ネットワーク機能の強化、我が国の研究力、国際競争力の強化、国際的プレゼンス向上につながる国際活動の強化、事務局機能の強化。これは多分、五つ具体例が挙がっていると思いますが、学術会議の活動拡大のために機能強化をします。それには、国とは別の法人格を有する組織とすることが望ましいとの見解が、中間報告で示されました。

そのために、学術会議の独立性と自立性をさらに高めることとする。国が設立する法人として、科学者を内外に代表する地位、政府に学術的助言を行う権限などは、引き続き法律により認める。その上で、基本理念というのが七つございしますが、会員の主務大臣任命を外す。主務大臣による法人の長の任命と中期計画の認可は行わない。国の機関のような人事・組織関係制度や会計法令に関する厳格な制約を外す。必要な法定事項以外は、学術会議の内部規則等に委ねる。外部の意見を幅広く聞く仕組みを担保する。使命・目的に沿って活動・運営していることを国民に説明する仕組みを担保する。事務局体制への強化を図る。国が必要な財政的支援を行うことを明らかにする。

ここからは個別の項目に移っていきますが、まず会員数と連携会員についてです。会員数を適切な数まで増員、具体的には数十名規模で、これを段階的に増員していくことが考えられる。それから、連携会員については、内規により運用する。

任期は6年のままですが、任期の延長と定年を弾力化する。実際の運用は、学術会議の自律的な判断に委ねる仕組みとすることが適当である。それから任期の延長、定年の延長については、自動的にするのではなくて、新規会員と同等の厳格な審査が必要である。

それから、この部屋にいらっしゃる方より前ですね。元会員という方々ですけれども、定年の延長がありますので、あるいは任期の延長もありますので、一定期間を経た後で、今は一生のうち6年、会員をすると終わりになっていますけれども、一定期間を経た後に、再び会員として選考され得ることを可能にするための見直しを行うべきである。

それから、会長は引き続き会員の互選とする。プロセスは慎重かつ丁寧なものにすることが必要で、例えば学術会議の内部に会長選考委員会（仮称）を置くなどをして、会員間で会長候補についての十分な情報を事前に共有することが考えられる。

それから、問題の選考助言委員会ですが、最終報告書には、学術会議の活動が国民から納得感を持って受け入れるためにも、またコ・オペレーションが適切に機能する前提としても、よりよい選考基準や選考手続等の検討のために、外部の意見を幅広く聞くこと。外部に説明できるような選考の仕組みを整えること。これが国民との約束として制度的に担保されることが必要である。

会長文書等でも述べてきたことですが、外部の社会的集団の利害が選考方針に影響を及ぼす可能性や、コ・オペレーションや自律性の制約にならないかを懸念する向きもあるが、委員は会長が任命し、優れた研究または業績を有する者であること。意見の対象は選考に関する方針や手続であり、個別の会員選考について意見を言うことは想定されていないこと。意見に法的な拘束力はない。条文化するのは基本的・重要な事項制度の大枠にとどめ、詳細は内部規則等に委ねることが望ましいと指摘されています。

それから特別な選考は、発足時の会員の選考は、その後のコ・オペレーションによる会員選考のベースとしても重要である。新分野・融合分野への対応、ダイバーシティを踏まえた会員の多様性の拡大、極めて卓越した研究・業績を有する元会員の再任など、現会員だけによる候補者の研究・業績の卓越性の精査では、必要十分な選考を行うことは難しいと考えられる。平成17年制度改正時を参考に、多様な視点から、よりオープンかつ慎重、幅広く選考する方法により行うことが適当である。この平成17年の制度改正時というのは、御存じの方もいらっしゃると思いますが、これは日本学術会議の会長が日本学士院会長、及び総合科学技術会議と当時は呼ばれていましたが、現在はC S T Iの有識者から指定される議員と三者で協議して選考委員を選び選考する方針、これを指しています。

それから、任期が残っている会員の取扱いについては、それに配慮しつつ、新たな会員をオープンに選考し、当該会員が次の会員を選ぶ形とすることで、コ・オペレーションの理念も維持することが現実的かつ妥当である。

それから、中期目標・中期計画というような言葉はなくなっていますが、中期的な活動の方針を策定する。そこに何を書くかということ、世界最高のアカデミーにふさわしいビジョンを国民、そして世界に示していくという姿勢が望まれる。

それから、評価・監事等（全般）についてですが、有識者懇談会の考え方としては、学術会議は法律に基づいて設立され、国から財政的支援を受ける。自立的な活動・運営が付託された使命・目的に沿って行われていることを国民に説明する仕組みが法律により制度

的に担保されなければならない。学術会議を設立し財政的支援を行う国にも学術会議の活動・運営の合理性を国民に説明するようにすることが求められる。そのために委員や監事を主務大臣が任命することには十分な合理性があると考えられると、有識者の最終報告書に書かれています。

評価ですが、学術的な活動の内容そのものを論評するものではない。では、何を見るかといいますと、活動や運営の実績が年度計画に沿っていたかどうかの確認、これをメタ評価と呼んでいるわけですが、そういう方式で行い、中期的な活動・運営については、学術会議が行う自己評価を基にトレースしながら、それを国民に説明できるものであるかどうかを明らかにしていくことが考えられる。

というような性格に鑑み、主務大臣が委員を任命する合議体を設置して行うことになると考えられるが、名称はレビュー委員会（評価委員会）がふさわしいのではないかと、そのように言えようと書かれています。

最初のところ、これは一般論ですけれども、監事は、定款等に従って必要なルールが適切に定められ、定められたルールに基づいて組織が適正に活動しているか、必要なプロセスが踏まれているか、予算執行や財務の状況はどうなっているかなどを見ていくと。学術会議の活動の学術的な価値を審査することや、日々の細かな活動を一つ一つ監視することは業務ではない。

我が国の法制度全体から考えると、法律により使命・目的を付託された学術会議については、国がその責任において業務執行の適正さを見る監事を選任することが適当である。

学術会議から、このような意見を述べたということが最終報告書に書かれていますけれども、学術会議の組織は、総会で会長を選出し、業務運営に関しては会長を中心とする幹事会に委任するというボトムアップ型の性格を有しており、総会もまた会長以下の業務執行をチェックする側面もあるのだから、法人に自立的な運営を求めるのであれば、総会もまた監事の任命に関与する仕組みが必要ではないかと、このような意見を学術会議としては有識者懇談会で述べています。

それから財政基盤は、ナショナルアカデミーの重要性に鑑み、政府が必要な財政的支援を有識者懇談会として、強く希望する。予算増額のための現実的な可能性や選択肢を拡大するとともに、財政基盤の多様化に向けた取組を進めるよう要請したいとなっています。

ここで予算の説明でしょうか。事務局長から、引き続き来年度予算についての説明がございませう。

○事務局長 事務局長です。

令和7年度の日本学術会議の予算についての調整状況について、御報告をいたします。

令和6年度の当会議の予算は、事務局の人件費等を含めて9.5億円となっておりますが、令和7年度の予算については、日本学術会議の改革についての検討状況と併せて調整する必要があるということで、夏の時点では金額を示さない事項要求となっております、現

在、最終的な調整を行っているところでございます。

その総額については、現在なお調整中ということで申し上げることはできませんが、今般の改革が単に組織の変更にとどまらず、学術会議のより良い役割発揮のための機能強化のためのものであるとの議論を受けて、予算についても、法人化の場合における準備に要する費用のほか、会員等の手当、旅費、会員をサポートする専門的人材のための経費など科学的助言機能の強化、また地方学術会議や地区会議などの地方活動の強化。さらに代表派遣や国際会議の開催など国際活動の強化のための増額。これらを支える事務局のIT化のための業務支援システムを含む情報システムの整備等について、予算の増額をいただく方向で調整をいたしております。

今般の改革における日本学術会議の活動拡大に向けた予算に向けて、現在、最終段階であることを御報告申し上げます。

○日比谷潤子副会長 ありがとうございます。私からあと1枚、もうちょっと最終報告書の続きがございます。

事務局機能については、博士号所持者、これは有識者懇談会側の用語ですがURAなどを事務局の職員として適切に配置して、会員の活動を幅広くサポートする必要がある。運営の自律性の拡大により、法人化のメリットとして、このような取組が容易になると書かれています。

それから今、予算の話でも話題が出ましたけれども、事務局のIT化、また定期的な媒体による発信の充実に向けて取り組むべきであると書かれています。

最終報告書の概要の御説明は以上です。

○光石衛会長 ありがとうございます。

続いて、22ページを御覧ください。パワーポイントの次のページです。

報告書の内容に、あるいは学術会議の執行部が求めてきたことの報告は以上のようにでしたが、12月18日の有識者懇談会の最後に、私から次のように申し述べました。

日本学術会議はこの有識者懇談会において、日本学術会議の役割やこれまでの活動実績、前期に公表した「より良い役割発揮に向けて」、そしてアクションプランとその取組状況などの説明を中心に、日本学術会議が果たすべき役割と機能強化の重要性を申し上げてきました。懇談会の委員の皆様におかれても、これらについては御賛同いただいたものと考えております。

また、より良い役割発揮をするための機能強化であれば法人化を否定するものではないと常に申し上げてきたとおり、この有識者懇談会における法人化の議論に関しては、7月29日の懇談会に提出した文書や、「より良い役割発揮のためのナショナルアカデミーの設計コンセプトについて」「日本学術会議の会員選考に関する方針」により、ナショナルアカデミーとしてふさわしいと考える日本学術会議のあり方について説明申し上げてきており、

この考え方の土台は変わっているものではありません。

他方、日本学術会議が説明してきた懸念点については、懇談会の議論の過程でその趣旨を明らかにしていただくなど、今般の報告書案にも落とし込んでいただいたところもあり、お互いの理解が歩み寄る部分も見いだせたと思います。私としては、ここまでWGの先生方を含め関係者間で議論を積み重ねてこられたことは意義があるものと受け止めております。しかし、残念ながら日本学術会議がこれまで主張してきた点について完全には反映されていない部分があることははっきり申し上げておかなければなりません。岸座長におかれましては、本日の議論を踏まえて、日本学術会議の考え方についても再考いただいた上で、取りまとめをお願いしたい。

とはいえ、日本学術会議のより良い役割発揮をするための機能強化のための、法人化を含む改革の方向性について、懇談会の議論として、この時点における考え方をまとめていただいたことを、私としては一旦受け止め、そのような認識の下で、12月22日（日）に開催を予定している日本学術会議総会において、報告いたしますと申し上げました。

さらに、報告書案の記述を踏まえれば、日本学術会議の考えが反映されない結論となった部分については、今後、法制的な検討の過程で、さらなる検討をする余地もあるように思います。

私としては、今後、法人化を含む日本学術会議の改革についてしっかり取り組んでいくためには、改革の主体である日本学術会議としても、責任をもって政府と協議していくとともに、改革の実行に当たっては、日本学術会議としても会員間で議論を尽くして取り組んでいく必要があると考えており、総会において、会員にも諮った上で、日本学術会議としての今回の改革に向けてのメッセージを発していきたいと考えているということを申し上げます。

前回の総会以降の経過と、最終報告の内容、そして予算案の調整状況については以上のとおりですが、もう一言、冒頭に申し上げたいと思います。

日本学術会議は、改革には常に前向きであらねばならず、本日は時間が限られており説明はしておりませんが、第26期日本学術会議アクションプランに基づく改革を進めているところで、これはかねてより申し上げているものです。

例えば、タイムリー、スピーディーな提言の発出として、「第7期科学技術・イノベーション基本計画に向けての提言」も発出したほか、これに続く提言についても、関係委員会において意欲的に進めていただいていると思います。

また、10月には、海外のアカデミーの代表との国際アドバイザリーボードを初めて開催いたしました。そこでは貴重なコメント、あるいはグッドプラクティスの共有もできたと思います。

また、産業界との関係では、COCN、産業競争力懇談会との間で、日本学術会議の活動や提言に関して率直な意見交換も行いました。

また、地方活性化や事務局機能の強化の方策につきましては、企画ワーキングにおいて

活発に議論をしていただいておりますし、予算についても確保できるように、事務局にも頑張ってもらっているところです。

これらを踏まえまして、本日は日本学術会議のあり方、そして歩むべき方向について率直な意見交換をお願いしたいと思います。

冒頭の私からの説明は以上でございます。

○三枝信子副会長 御説明をありがとうございました。

それでは、これより意見交換の時間といたします。会長の御発言にもありましたとおり、本日は日本学術会議のあり方、また第26期アクションプランなどの自ら取り組む改革なども含め、学術会議が歩むべき方向について、率直な意見交換をお願いしたいと考えております。

それでは、本件について、御質問、御意見がある方は挙手、または発言希望表にてお知らせください。オンラインの方は、挙手またはチャット機能にてお願いいたします。いかがでしょうか。

○杉山直会員 第三部の杉山です。よろしいでしょうか。

大変重要な総会だと思っているので質問するんですけども。

先ほど、大変うまくいろんなことをまとめていただいたのでクリアになりましたけれども、4ページ目、5ページ目の学術会議として、有識者懇談会にこれまでお願いしてきた懸念を表していた点と、今回の最終報告の間に、実際に、かなり歩み寄っていただいた点もあるのかと思うんですけども、幹事会、また会長として、この4ページ目、5ページ目のそれぞれの懸念点とか、そういうのが今回の最終報告書ではどのようになっていたか。つまり、この懸念点は相変わらず残ったとか、我々の懸念は無視されたというようなこともあるかもしれませんし、きちんと取り入れていただいたというようなこともあるかと思っておりますけれども。今のまとめと関連して、4ページ目、5ページ目がどのように最終報告書では取り扱われたと考えていらっしゃるのか、ちょっと幹事会の御意見を伺いたいと思います。質問です。

○光石衛会長 お答えします。

前々から申し上げている、いわゆる5要件です。それについて、まず申し上げたいと思います。

状況として、日本学術会議をもう潰してもいいのではないかという意見も出ている中で、いわゆる5要件については、最終報告書をどのように読むかという解釈はいろいろあるとは思いますが、学術的に国を代表する機関としての地位ですとか、一定程度ですが、十分ではないかもしれませんが、国家の財政支出による安定した財政基盤で増額も見込まれているということについてです。これについては、ある意味では確保できたと思っております。

いうことで、存亡の危機からは、ある意味では脱出できていると思います。

そういう意味で、この最終報告は一定の評価はしたいところではありますが、いわゆる懸念点が満額回答ではなかったと私としては思っております。例えば、5ページ目に書いてあるような事項ですが、一定の配慮はなされて、これを完全に否定しているという状況でもなくなったと思っております。この最終報告書が設計コンセプト、設計報告書、設計計画であるとする、とても100点ではないと私としては思っております。

○日比谷潤子副会長 会長ばかりでなく、幹事会としての御質問がありましたので、私からもお答えします。

有識者懇談会というのは、有識者側は岸座長、そして学術会議側は光石会長が出席するものですが、その下に置かれた二つのワーキンググループは、それぞれ有識者懇談会のメンバーである委員お一人ずつが主査としてお出になって、座長はお出になりませんので、こちら側もワーキンググループは全て私が、ほかの部長、副部長等と出席してまいりました。

その中で、非常に細かい議論を全部経験してきた立場からお話ししますと、この7月29日の主な懸念点五つのうち、1. 大臣任命の監事の設置を法定すること。これは、今も大臣任命の監事の設置を法定するとなっていますが、意見が多少は取り入れられた部分としては、先ほど私が御説明しました中で、学術会議からはこのような意見があったということも明記すると。ここは、こちらからそのように要請をして、最終的にそれは否定されていますけれども、最終報告には意見が明記されることになりました。

それから、これもちょっと最後のほうに書いてあって、今日は時間の関係で申し上げませんでしたけれども、最終の有識者懇談会で、委員のお一人から、学術会議側に何かを設置するとして、その方は内部監査室という言葉をお使いになりました。そうではなくて、自己点検室という名前で、本日の最終報告には入っていますけれども。こちらとして、監事の監査とは別に、私たち自身が自立的に何か取り組んでいく取組の可能性が多少なりとも入ったかと思っております。

それから2点目、大臣任命の評価委員会。これは設置を法定する方向で進んでいますけれども、いろいろまだ問題はありますけれども、一つには、この委員が会長任命というところは最初から会長任命でしたけれども、「優れた研究又は業績を有する者であること」というのが明記されまして、所属が大学研究機関、企業等といろいろありますけれども、基本的に研究者であるということが入った。

それから細かい規定が……。ごめんなさい、評価委員会は会長任命ではありません。大変失礼しました。選考助言委員会と間違えておりました。失礼しました。今のところ、ちょっと会長任命は消していただいて、評価委員会の評価委員は……。今のは全部選考委員会の話で、今のは5番の話だったということで、選考助言委員会の会長任命は最初からそうでしたけれども、「優れた研究又は業績がある者とする」というのが入ったこと。それ

から、五つの細かい条項がついていたのですけれども、これも内閣府のWebサイトで御覧いただければ分かりますけれども、細かい、こういう人、こういう人というのはなくなっています。

戻りますが、大臣任命の評価委員会の設置は、これはそのとおりになっています。

それから、「中期目標・中期計画」という言葉は、先ほど私の御説明の中でも言いましたが消えまして、「活動の方針」となっています。具体的に申し上げませんでしたでしたが、特にワーキンググループでアメリカ、イギリスの例を引いて、このようなものであれば、作るのは決して悪いことではないといった意見を申し述べておりますが、そこも取り入れられています。

それから、4番ですね。あと、次期以降の会員の選考に特別な方法を導入することは、これは相変わらず導入する方向で取りまとめが行われています。ただ、平成17年の改正のときの形式にすることというのは、当初はどちらかというところと否定されていました。学術会議としては、特別な方法を導入すること自体に今も反対していますけれども、一番悪いところからは、ちょっとよくなったかなと。5歩進まれてしまったところが2歩ぐらいは戻せたかなという、これは私のちょっと個人的な感触も含めて申し上げました。

御説明、ちょっと2と5を混乱しておりました、大変失礼いたしました。

○三枝信子副会長 よろしいでしょうか。

○杉山直会員 ありがとうございます。大変クリアに説明いただいたと思います。また後ほど意見を申し上げます。どうもありがとうございます。

○三枝信子副会長 続きまして、第一部の宇山会員から質問いただきたいと思いますが、ほかに質問される方はありますでしょうか。時間も限られているので。

では、宇山会員の次に、オンラインの島村会員、その次が大橋会員ですね。それから二部の小林会員、ここまでまとめて質問をお受けしたいと思います。よろしく願いいたします。

○宇山智彦会員 第一部の宇山です。

早い段階の政府側、それから有識者懇談会側の案や意見と比べると、細かいところでいろいろな改善が見られているということで、懇談会に出席された先生方の御努力のたまものだと思います。ただ、今、日比谷先生からもお話があったように、多少歩み寄りはあるけれども、根本的には懸念事項は解消されていないわけで、その背景としては、やはり根本的な発想の違い、あえて言えば間違いがあると思います。

特に重要なのは、政府と政府以外の組織との関係の問題、あるいは民主主義についての誤解だと思います。内閣府の担当室長から、私たちは国益を考えていないとさんざん攻撃

されましたが、私は国益というのは大変大事だと思っています。しかし、国益とその時々
の政権の意思というのは、当然ながら必ずしも一致しません。ですから、学術会議が政府
機関でありながら、政府と違うことを言うのが矛盾だということが相変わらず残っていま
すけれども、学術会議が政府機関であるべきか、政府外の国家機関であるべきかは別とし
て、国家機関の中で何か間違った方向に政府が走ってしまわないように抑制する仕組みと
いうのは、成熟した民主主義体制であれば必ず備えていなければいけないもので、学術政
策については、まさに学術会議がそうしたセカンドオピニオンを述べる義務があるわけ
です。

ですから、国の機関であれば政府、その時々
の政権の言うことを聞かなければいけない、
政府が監事を送り込んで監視しなければいけないというのが根本的な間違いだと思
います。

そしてお金の問題でも、国の資金で、ほぼ全面的に賄われるのであれば、国の監視を受
けるべきだというトレードオフ論も全くの間違いだと思
います。それが日本の法人制度か
ら言えば当然だというのは、裏返せば、日本の法人制度はアカデミアに合わないと言っ
ているのと等しいと思
います。

その時々
の政権の意思と国益は必ずしも合致しないというのは、まさにこの学術会議を
巡る一連の議論に現れてきたことで、学術会議のどこがいけないのかを全く具体的に示さ
ずに、とにかく大きく変えるのだという無理な議論がまかり通ってきたのは、それは自民
党PTのかなり極端な主張をする人々の主張に引っ張り回されたわけであって、その人々
は、ほとんどは現在、裏金問題で既に政治家ではない、あるいは落選しているという状態
で、そういう人たちの意思にいまだに引っ張り回されなければいけないということ自体が、
この意見の言い方が民主主義に反しているということを表していると思
います。

それから、学術会議そのものについての誤解が、この報告書には表れていると思
うので
すが、それは度々、仲間内だけでやるなど書いてあることですが、学術会議は、そもそも
非常に多様な研究者を集めている組織で、果たして会員や連携会員になる前から、お互
いをよく知っていたなどというケースがどのくらいあるのでしょうか。

そして今、学術会議と一緒に仕事をしてはいても、何かお友達的な意味での仲間だとい
う意識があるのでしょうか。私のことを仲間だと思っている先生方、この中に何人いますか。
光石会長のことを仲間だと思っている人は何人いますか。ですから、その仲間内だけでや
るなどというのはおかしい。これをおかしくしかねないのは、既に御指摘があったように、
外部の特定の利害を持った組織が力を持ち得ることだと思
います。

あと、具体的なことを少しだけ言うと、連携会員の制度をやめて、協力会員としてその
時々
の必要に応じて呼ぶという話がありますけれども、それはその時々
に人選をするコストを考
えているのか、その時間と手間をどう考
えているのかを考えると、連携会員制度に
は、もちろん改革の余地はたくさんありますけれども、ちょっと無理な話だと思
います。そして、次期会員をそのときだけの仕組みで選ぶのが、前例があるからと言っ
ていますが、平成17年の前例というのは、それまでの学協会からの推薦制度をやめるとい
うと

きなので、だから改めて学協会に推薦してもらおうということができない状態の中でやったことで、今回はいろいろやり方を変えるにしても、コ・オペレーション方式としては連続性があるのだから、この1回だけのために特別なやり方を導入するというのは、全く意味がないと思います。

その他、たくさん問題があります。全体として言うと、民主主義というのは、人類が何世紀もわたって構築してきたものですから、このやり方をずっと続けていくということに意味があるわけですが、個々の制度に関して時代遅れになっていくものがあるわけです。時代遅れになったものを、今ここに導入しようとしていると思います。つまり、新公共管理論などで外部の目をとにかく入れるということで、企業であれば外部取締役制度が普及してきたわけですが、それがいろんなガバナンスの誤りを正す方向に、あまり役立っていないというのが今、問題になっていることであるわけですし、それから、75歳までやれるようにするというのも、古い発想を維持する方向に向かってしまう危険が非常に高いわけで、全体として、これはやはり全く合格点は出せない案であると思います。

以上です。

(拍手)

○三枝信子副会長 少しまとめて御質問を受けたいと思いますので。

もし、傍聴席からの拍手でしたら、お控えいただければと思います。

続きまして、第一部、島村会員、お願いします。

○島村健会員 第一部、島村でございます。

今、宇山会員がおっしゃったことに重なるのですが、7月29日に示された会長文書の5項目いずれも重要だと考えますけれども、とりわけ大臣任命の監事の法定と大臣任命の評価委員の設置を法定することにつきましては、絶対に認められないということを明らかにしていく必要があると思います。

日学は、より良い役割発揮にするのであれば法人化に反対しないという立場を取ってきたと理解しておりますところ、第一に、今回の有識者会議の報告書にもありますように、独立した立場からの政府の方針と一致しない見解も含めて政府等に学術的・科学的助言を行う機能を十分に果たす、それが法人化の目的であるはずで、にもかかわらず、大臣任命の監事とか大臣任命の評価委員という、現在の制度にもない監督措置を導入するというのは、法人化の最大の目的に矛盾すると考えられます。

第二に、ナショナルアカデミーは、国家権力とか時の政治勢力から独立しているということが必要不可欠です。こういう国任命の監事、評価委員などによる業務監査、外部評価が行われているという国は、権威主義国家のアカデミー以外には存在しません。この点は組織・制度ワーキングの議論の過程でも、外国のナショナルアカデミー調査が行われてお

りまして、それが有識者懇談会でも共有されているのにこういう報告書が取りまとめられたというのは、大変に遺憾なことだというふうに思っております。

第三に、報告書は、国の業務を国に代わって行う独立行政法人の制度を暗黙のうちに前提とした、言ってみれば視野の狭い官僚の発想にとらわれていると考えられます。ナショナルアカデミーのミッションとか、その本質をわきまえないような制度設計になっているというふうに思います。国が出資する法人には、大臣任命の監事、評価委員が必須である、というような発想は、独立行政法人とは本質的に異なる日学の制度設計には該当しないものと考えます。

最後ですけれども、第四に、金を出すから口を出すのは当たり前だ、という発言が組織・制度ワーキングでもあったのですけれども、大臣任命の監事、評価委員は必須という発想は誤っていると考えます。金を出すのは国民でありまして、主務大臣ではありません。そして、国民は政府から独立して科学的助言を行うものであるからこそ、ナショナルアカデミーにお金を払うわけであります。

今日、配られた資料3で幹事会がおまとめになった文書には、ナショナルアカデミーが説明責任を負っている、国民を含む多様なアクターに対してアカウントビリティを確保するためのガバナンスの在り方というのが、適切に提示されているというふうに受け止めております。

以上のとおり、特に監事、評価委員の大臣任命というのは、ナショナルアカデミーの在り方と根本的に矛盾するものであり、絶対に認められないということを、可能であれば総会の意思として、それが難しければ、幹事会もしくは会長からの意思表示として、社会に表明していただきたいというふうに思います。

言わずもがなですけれども、例えば今回の報告書への会長声明として、日学として懸念は幾つか残っているけれども、おおむね評価するというような、そういう意思表示はぜひ避けていただきたいと思います。

以上でございます。

○三枝信子副会長 島村会員、ありがとうございました。

続きまして、第二部、小林会員、発言をお願いします。

○小林武彦会員 どうも御苦労さまでございます。法人化案の取りまとめ、大変な作業だったと思います。法人化案そのものに関しては何か最初の、2年ぐらい前ですかね。ここで内閣府の方が来て、かなり強引な法人化案を出されたことに比べると、ものすごくこちらに歩み寄った姿勢は感じられます。

ただ、私、一部の方が言っておられたこととほぼほぼ同じようなことなのですが、私は25期から入っていて、今2期目なのですが、一番むなしいなと思うところは、報告とか声明とか、いろいろなものをつくるのですが、それを一体どのぐらいの敬意を

持って、政府なり国民に受け入れられているのかなというところは、いつも疑問というか、ちょっと空虚なところがありまして。要するに私たちは、学校で例えたら、学術会議ってこの国の教師みたいなものなのですね。学術的に見て、こんなことはあり得ないだろうとか、歴史的に見て変だろろうということを率直に、何の制約もなくばんばん言うというのが私たちの立場なのですよ。

学校の先生もそうなのですが、今はちょっと違ってはいますが、それを言うためには、ある程度の確固たる地位と権威づけがないと駄目なのです。ですから、法人みたいな一行政組織にしてしまったときに、そういった私たちの発言力がどのくらい低下するのかなというのは、ちょっと分からないですね。何か大学の法人化をちょっと思い出すのですが、そのとき、2004年かな。結構いいことをたくさん言われていたのですよね。これで学術界がよくなるだとか、大学が発展するだとか、自分の財源をどんどん増やしていけるとか。でも、それから20年たった今を見ても、全然そうになっていなくて、じり貧になってしまっていて、どうするかなみたいなのところなのです。

ですから、今の制度設計と実際の運営・運用を考えたときに、やはりもうちょっと根本的なところを考えていかないといけないかなと。例えば、一番最初の懸念事項でおっしゃられていた勧告についてなんですけども、この勧告みたいなものがなくなってしまうと、学術会議として、ほぼほぼ政府に対する強い意見が言えない組織になる。そんなところも、僕らの発言力がどのくらい法人化によって影響を受けるのかというところが心配です。組織としては、法人化のほうが予算も来て活動しやすいのかもしれないですけど、その活動が実際に社会や政府に対する影響力を考えたときに、ちょっと心配するところがございます。

私の意見は以上です。

○三枝信子副会長 小林会員、ありがとうございました。

それでは、ここまでの宇山会員、島村会員、小林会員の御意見について回答をお願いしますでしょうか。

○日比谷潤子副会長 御意見をありがとうございます。

今の最後の小林会員のところからコメントというかお返事しますと、勧告機能の維持については、強く訴えているところです。ただ、法制化される段階で勧告という言葉が残るかについては、明確な答えが得られていませんので、勧告機能が維持されるかということは、引き続きしっかり見ていかなければいけないところだと考えております。

○光石衛会長 御意見をありがとうございます。

では、まず小林先生の勧告について、最終報告書には、勧告権限は残すか、残さないか書いていないというところがまだ良く、勧告権限機能は認めないとまでは言われていない

です。いろんな種類のものを含めて助言機能と思いますが、そこは、むしろ求めます。日本学術会議には、学術の立場からいろんなことを言ってほしいということは、この懇談会の中で言われており、そういう意味では期待が非常に大きいという状況だと思います。

まさしく先生が言われたように、報告書がどれだけ読まれているのか、あるいは機能しているのか、フォローアップと思います。そこは多分、日本学術会議としても、恐らく今後もっと検討する余地はあるのではないかなと思っており、例えば、国際アドバイザリーボードでも、外国の例も聞きますと、かなりしっかりやっている側面もあると思います。そういうところは多分、今後、検討が必要と思っています。

それから、宇山先生の言われたことは全くそのとおりでありまして、設計コンセプトが全く違うというか、そこがなかなか、我々が主張しているのですが理解いただけないというのが実情でありまして、ステークホルダーは、要は政府だけではなくて、国民ですとか、産業界、あるいは学術団体とかNGO、いろいろあるわけでありまして、これまでずっと言ってきたのですが、そこが全く理解されないというのが実情です。

ただ、国が予算を出すので、財務については納得できないことはないのですが、しかし、それだけではないでしょうという、ステークホルダーの問題が、結局は評価委員会ならびに、監事のところにもずっと出てきているということで、最終報告には監事のところについては、少なくとも両論併記にさせていただいたというのが、最終報告書になっていると思います。

それから今、連携会員と呼んでいるものを協力会員と名前を変える必要があるのかとも思うのですが、報告書を読んでいただくと「過剰感」と書かれていると思います。感覚で言わないでエビデンスに基づいてほしいということは言っていて、私達は、例えば85%の連携会員がどこかの分科会等に所属しているということも申し上げてはいるのですが、そこもなかなか理解していただけないという状況は続いています。

基本はやはり設計コンセプトに起因しているものと思い、そこはずっとこちらでも申し上げてきているのですが、この懇談会の最終報告はそうはなっていません。ただ、監事については両論併記になっていると思います。

この懇談会は、日本学術会議は出席を要請されていて、発言の機会も与えられてはいるのですが、正式なメンバーではないという状況での報告書です。

島村先生からのコメントには、今何も申し上げなかったのですが、基本的な考え方は島村先生がおっしゃられるとおりに思います。

○三枝信子副会長 ありがとうございます。

重ねて御意見があるかもしれませんが、本日はできるだけ多くの会員から多様な御意見をいただきたいので、いただいている発言希望票に従い、次の質問をしていただきたいと思います。

まず、第一部の小畑会員、続きまして第二部の北島会員、続きまして第一部の芳賀会員、

続きまして第一部の大橋会員までお願いいたします。

それでは、第一部の小畑会員、お願いいたします。

○小畑郁会員 第一部の小畑でございます。

細かな発言議論については、先ほどオンラインで発言いただいた島村会員の御発言に全て賛成したいというふうに思います。先ほど設計コンセプトの違いということが言われましたが、それは簡単に言うと、法人化といっても、せいぜい国立大学法人並みの法人化というか、今出ている案は、実は国立大学法人よりもさらに後退した独立行政法人のような、そういう設計になっているというふうに私自身は思いますけども、そういう国立大学法人ないし独立行政法人的な法人化というのが、この学術会議の在り方としてふさわしいのだという、そういう言わば大前提があって、そこが有識者懇談会側の設計コンセプトになっているということですよ。我々は学術会議のよりよい機能発揮のためであれば法人化というのを必ずしも排除しないというそういう立場だと思いますので、ここでやはり全く設計コンセプトは違うというふうに言うべきだというふうに思います。

細かく少しだけ分析的に言いますと、主な懸念点のところ、今の光石会長、それから日比副会長の御説明、有識者懇談会で大変な御苦勞をされているのは申し訳ないのですけれども、多分1から4までは丸バツ式に言うとバツで、5も丸バツ式に言うとバツに限りなく近い三角という、そういうことになるのではないかとこのように思うわけですね。ということは、これは主な懸念点なので、先ほど挙げられた勸告権限というところも含めて考えると、簡単に言うと60点はとてもあげられない。不可の答案というふうに言うべきだというふうに思います。我々から評価すればということになると思います。

したがって、政府からの独立を守ろうとしたら、法人化しかありませんというふうに言うのですけれども、それはこの間の経緯からして違うでしょうと学術会議としては言いたいのです。これは、もともとは任命拒否から始まって、学術会議側の様々な自主的な、自律的なそういう取組をどんどん言わば無視して行って、結局有識者懇談会で決めさせてもらうという形で済んで、全ての会合には我々の代表が出てきましたけども、結局は学術会議側はこう言ったという、先ほど両論併記と言われましたけど、両論併記でもないと思うのですよね。学術会議側がこういうふうに言ったという、そういうことが記されているだけだと私自身は認識しているのですけども、そういう状況だというふうに思います。したがって独立性を否定してきた、あるいは独立性を無視してきた者が言う独立性にどのような信頼性があるのかということ私自身は全く分かりません。

国立大学法人の経験から言えば、中期計画・中期目標ってこれは言葉が変わったようですけども同じようなものが導入されるということなので、そして財政的保証というのは実は何もない。国立大学法人のときも、端的に言うと文科省にだまされたのですけども、財政的保証はなかったわけですよ。これがセットになるとどうなるかということ、言わば自主的改革の名の下で政府の思うような改革がなされていくというのが、この間の国立大学

法人の経験ではなかったかというふうに思うわけです。

そのことによって、日本の研究力というのが、この20年間低下してきたというのは、私はちょっと分かりませんでしたけど、一応エビデンスを持って言われてきたわけです。この20年という、決して長期とは言えないようなそういう経験からしても、せいぜい国立大学法人並みの法人化ということ、制度設計自体に問題があるというふうに言わざるを得ないというふうに思います。

最近の私が一番懸念しているところで言うと、日本の公論において、中長期的なことを言う人が非常に少なくなっている。中長期的なことであれば、これがやはり人類の未来とか、人類の持続可能性というものはかる上で非常に重要だという、そういうことが言える機関は、今のところ、つまり日本全体の立場を代表して言える機関は日本学術会議しかないのではないかと、私は思っているのです。そういう機関が、このたった20年という期間において、ほぼ失敗とか、うまく機能しなかったということが証明されているせいぜい国立大学法人並みの法人化を受けること自体が、やはり問題であると私自身は思います。

以上です。

○三枝信子副会長 小畑会員、ありがとうございました。

それでは、続きまして第二部、北島会員、お願いいたします。

○北島薫会員 北島です。

実際の最終報告書案のところの4ページのところを見ているのですけれども、そもそも内閣府の下にある組織という形のままで予算が減らされなかったとかということ、そうではない。だから法人化の懸念点の一つとして、一部の先生方がおっしゃっているように、国立大学の法人化によって予算がどんどん縮小されてきたということはあるんですが、現実としては、内閣府の一機関であるということによって予算が減らなかったわけではない。

また、この4ページに書いてある「学術会議の使命・目的を踏まえると、独立した立場から政府の方針と一致しない見解も含めて政府等に学術的・科学的助言を行う機能を十分に果たすためには、そもそも政府の機関であることは矛盾を内在している。」このところは、実際に政府の一機関である内閣総理大臣の下にあるから、時の内閣総理大臣が嫌だと言うと、そのわがままに振り回されるようなことがある。ですから、制度設計のそもそもの概念が理解できないというところは、ちょっとこの有識者懇談会の報告書を私としては評価したいところだと思います。

続いて5ページのところに①、②、③と書いてありまして、はっきりと「会員の主務大臣任命を外し、海外アカデミーのように政府が会員選考に関与しない」「主務大臣による法人の長の任命と中期計画の認可は行わない」とはっきり書いてありまして、このような設計コンセプトは、私としては有識者会議のほうが、学術会議の言っていることを随分と聞

いて歩み寄ってくれたように捉えられます。もちろん、歴史的なこれまでの経緯も踏まえて、必ずしも何でも表面で受け取ってはいけないということもあるかもしれませんが、そのところは大事かと思います。

あと監査ですけれども、はっきりとこちらの5ページの⑦のところに、国が必要な財政的支援を行うというようなことを有識者懇談会としてははっきり書いてありまして、ただ、国民の税金をいただいて国が財政援助する以上は、独立した会計監査があるというのは当たり前なことではないでしょうかというのが第二部の研究者の考えです。

というところで、ちょっと私としては、第一部の先生のおっしゃったことがそのまま有識者会議の最終報告書の内容を反映しているようには、文字どおり受け取るのはおかしいというような疑念はあるのかもしれませんが、やはり報告書そのもの、最終報告書そのものを見る限りは歩み寄っていただいたというので、80点ぐらいではないかというような気持ちです。

以上です。

○三枝信子副会長 北島会員、ありがとうございました。

続きまして、第一部、芳賀会員、お願いいたします。

○芳賀満会員 まず、会員任命拒否問題は、問題を起こした側が説明する必要がありますが、政府はその理由をいまだに示さないどころか、それをこの日本学術会議の改革の必要性へと転じて、その最終結論がこの法人化です。

ところが、法人化に当たっては立法する際の立法事実、つまり法律を形成する場合の基礎とその合理性を支える一般的事実さえも説明されていません。

有識者懇談会での議論やその最終報告書には、「政治や行政等の適切な関係」、その他流行のきれいな概念、あるいは「国民の理解、支持、国民との約束」といった飛びつきやすい言葉が並びます。しかし、日本学術会議側はアクションプランをも進めているのに、政府は最も根本の問題である、学術会議の現在の取組のどこに問題があるのかを、これまでの「学術と政治と行政との関係」の何が具体的に適切でないのかを、多分敢えてですが、言いません。宇山委員もおっしゃったとおりです。

政府は再三、日本学術会議は「時間軸や問題意識を共有せず」不適切であると言いますが、政治的権力と学術は立場が異なりながらも共に働くことこそが国益になり、「国民から負託された民主主義」を支えるのだという根本を考えていないと思います。極端ですけど分かりやすい事例を言ったら、学術的にガリレオは地動説を正しいと主張しましたが、時の権力者によって有罪とされました。教皇庁が無罪を認めるのは、全く「時間軸」も異なる350年後の1983年です。政治的権力と学術の「問題認識の共有」が強制されると、大小のこのようなガリレオ裁判のような事態が起こる可能性があります、まして現代は科学が日進月歩で進みます。現代世界における政治的権力から独立した科学的助言の意義とその在り

方という一番大事なことが今まで議論されていません。

しかし、「国が適正さを見る委員や監事を選任」と報告書にあります。科学的助言のための独立、特に財政的な独立と自律が問題です。なぜならば、最終報告書でいう「自律」とは、政府は一定の支援をすればよいだけで、日本学術会議が政府や産業界から学術的助言への対価を受け取ることで自ら稼ぐべきだ、との結論だからです。

ここには、学術が公共的であるとの認識が政府にはありません。学術は公共的ですから、日本学術会議には、政府や企業の紐付きの金ではなくて、社会・経済的な利害から離れた独立した財政的な自律が必要なのであって、よって国民の税金で直接全て支えるべきです。

日本学術会議が、あくまで学術の立場から「忖度」なしに政府や社会に提言することへの保障、特に財政的な保障が、「国民から負託された」民主主義には必要です。そうでなければ、法人化によって日本学術会議は徐々にその時々々の政府に都合のよい科学者組織になり、その結果、日本の国益を害し、民主主義にも反することとなります。

2025年は昭和100年、戦後80年でもあるようですが、島村委員、誰よりも光石会長がおっしゃるように、今は重大な決意が必要だと考えます。

以上です。

○光石衛会長 ありがとうございます。

○三枝信子副会長 芳賀会員、ありがとうございました。

続きまして、第一部、大橋会員、お願いします。

○大橋幸泰会員 史学委員会の大橋です。

この有識者懇談会の最終報告書は、全体的に確かにソフトになったように見えますが、やはり懸念点が払拭されていない。皆さんがおっしゃるように、そういうふうに思います。

それで、本日の資料の中に資料3と資料4が入っていて、これは今度の報告書が取りまとめられる前に学術会議の幹事会で作成されたものと承知していますが、ここに書かれてあることはとても真つ当なことが書かれてあって、これが非常に重要なことではないかなというふうに思います。これに沿った形で、今度の判断をするということになるのではないかと思うのですが、この問題が起こってからやはり私もずっと違和感を感じていたのは、さっき設計コンセプトが異なるというふうな言葉で表現されましたけども、似たようなことなのですけども、最も大きな違和感は学術会議を一般行政組織と同じ基準でガバナンスしようとする、そういう点にあるというふうに私は思います。

今まで話が出てきた運営助言委員会では、監事とか評価委員会の設置はまさにそのことを示しているわけで、我々の組織はそういうものとは違う。一般行政組織とは違うというところをやはり強調するべきではないだろうかと思えます。

先ほども話題になりましたけど、報告書の中では仲間内の論理になってはいけないと、

そこを批判されていますけど、全くそれにも反論したいという気分です。学術の世界では、学位の審査とか論文の査読とか、それから研究費の申請とかで非常に厳しいチェック機能というのが存在していて、現在、私たち学術会議の会員も、そうした仕組みの中で学協会の後押しを受けて選出されていると思います。ですから、つまり政治や行政の論理とは異なる基準でこの組織が編成されている、会員が選ばれていると。そのことこそが学術会議の存在意義ですから、それを他の行政組織と同じ基準で再編成するというのは、やはり筋が違うのではないかというふうに思います。

いずれにしても、学問の独立が保障されているかどうかを象徴するのが、この学術会議の一連の問題だったというふうに思うので、その点からやはり法人化へは反対したいというふうに思います。

以上です。

○三枝信子副会長 大橋会員、ありがとうございました。

そして本日、多数の発言希望表をいただいておりますので、多様な意見をお伺いするという意味で、もう少し御発言を続けていただき、まとめて回答をお願いしたいと思います。

続きまして、4名いらっしゃるのですけれども、第一部の美馬会員、続きまして第三部の市川会員、次に第一部の川嶋会員、次に第三部の森口会員までお願いいたします。

では、第一部の美馬会員、お願いします。

○美馬のゆり会員 第一部の美馬でございます。

私はこの問題について、アクションプラン企画ワーキングで活動させていただいております。会長の下で2週に一度、これは開催されています。その経験を持って、今回の問題について、学術会議としても反省すべき点は反省し、改善し、前に進んでいきたいと個人的には考えます。それには学術会議の設立の経緯、ミッションを再確認するということが、そして、それに沿ってこれまで何をしてきたのか、これまで何が不足していたのか。そして、この社会的情勢の変化の中であって、特に重要なことは何であるのかというこの外部からの報告書では、今日、御意見の出ていた独立行政法人の法人化のような設計コンセプトで進めようとしているようですが、国立大学の法人化では、20年経って様々な問題が出てきています。こういったことを参考に、法人化に当たって、何を我々は押さえておくべきであるのかということ強く考える必要があると思います。例えば、今日もお話の出ている選考助言委員会であるとか評価委員会、その委員や監事の任命についてです。

ただし、私が考えるのは、その交渉の窓口を絶つべきではないと考えます。相手に言葉が通じない、コンセプトが理解できないのであれば、こちら側が変えていく必要があるのではないのか。分からない人にいくらそのまま言っても、同じように言っても分からない。組織外の人見え方と、我々内部にいる人の見え方は違うという、その根本的なことを理解した上で、溝を深めないように議論を続けていくこと。ここをクリアできないならば、

国民にさえも理解されないかもしれません。マスコミ、世論を味方につけて、歴史的経緯を踏まえながら、理解してもらいながら進めていく必要があると。ネットワーク型、ボトムアップ型のガバナンスということでしたが、その自律性や公開性、透明性、国際性、そういったものが社会が激動する中であって、国民や民族を超えた科学者の交流を基に、活動を進めていく必要があると考えます。

以上です。

○三枝信子副会長 美馬会員、ありがとうございました。

続きまして、第三部、市川会員、お願いいたします。

○市川温子会員 北島先生のおっしゃったことに私は賛成で、学術・科学というのは非常に大切ですけれど、その団体としての活動にチェックが入るとするのは非常に健全なことだと思っていて、そういう意味で有識者会議の言っていることのその部分については、そのとおりだと思います。ただし、監事あるいはレビュー委員会の権限が強過ぎると、いろんな問題が起きてくるということもあると思います。

それで、大学法人化のときにだまされたというお話があって、確かにだまされたのだと私も思いますけれど、そういうことが起きないように、かつ健全なチェックをするために監事とかレビュー委員会というのに関して、私は法律とか法人とかについて全くよく分かっていないので、じゃあ、だまされないようにするには、あるいは一緒によりよいものをするためには、どういう監事、レビュー委員会というものに対してどういう注釈をつければいいのかとか、例えば素人考えでは、監事に変な評価をされたら、学術会議の会員がみんなで公に文句を言えばいいのではないかと、それで済むのではないかとか思ったりするのですけれど、法人とか法律的にはそうはいかないのだったら、その辺の専門的なことを教えていただいて、じゃあ、そういうことが起きないようにするにはどうすればいいのかということを、これからこの法律に反映していただくとように活動するのが大切なのではないかなというふうに思います。

もう一点は、勧告機能が残るか残らないか微妙だというお話があったんですけど、これはぜひ残すように強く働きかけていただきたいなと思います。

以上です。

○三枝信子副会長 市川会員、ありがとうございました。

続きまして、第一部の川嶋会員、お願いいたします。

○川嶋四郎会員 お時間をいただき、どうもありがとうございます。今日は何か大体こういうふうに議論が進むのではないかなというふうに思って、言わば湊川の戦いに向かう楠木正成の心境で参りました。

どういふことかといいますと、25期、まさに任命拒否の問題が起こったそのときの最初の総会で、大日本帝国憲法の下での司法権の問題、つまり当時は三権分立がきちんとしていなくて、予算権と人事権によって司法省という行政権に完全に牛耳られていたという歴史の話をしていただきました。今回、それが脳裡に蘇ったのです。

もともとこの問題というのは、憲法23条の「学問の自由」の問題でありまして、私が以前にも申し上げましたが、日本学術会議がなぜ内閣府の中にあるのかということ、これは戦前の歴史的な教訓をしっかり受け止めて、それを持続させるためです。それは国家の度量であり品格であると考えます。そして、私は決して自虐史観なんかに陥っている人間ではないのですが、絶えず一番大変だったときのことを思い起こしながら未来を創っていくために、「知の探求の精神」を具体的に実現する必要がある、したがって、日本学術会議が政府の中に内在していることの意味、私はこれが非常に大きいのではないかというふうに思っております。

これまで一部の多くの先生方がおっしゃられたように、基本的なスタンスが違う、考え方が違う。それはもうよく分かります。しかも私たち法学委員会は、前の期に3名も任命拒否されてしまいました。戦前の思想弾圧で京大、東大、早稲田の先生方が大変な目に遭いました。6名の任命拒否された方々も、そこに属されている方々、それから、美濃部達吉・滝川幸辰に象徴される憲法・刑法の専門の先生だったということです。

だから今回のこの報告書というのは、私は非常に面白いものと思います。これだけ一生懸命、光石会長をはじめ幹事会の方々が尽力、綱引きをしてくださって、ここまで戻したという面があります。相手もすごく譲ってくれたと思われるのです。だから、この辺りで手を打ちましょうかという話はある話です。既に来年度の予算のアメというものも、ちゃんと私たちの目の前にぶら下げられているといったお話もありました。しかし、その後、実はムチも控えているのです。こういう間接強制的、あるいは非常にディーセントな脅迫的な状況の下で、私たちは今何をすることができるのかを考えなければなりません。私は、非常に困難な課題が突きつけられているのではないかと思います。

ただ、私が原点として常に確認しなければいけないと考えていることは、任命拒否との関係です。この最終報告書を呑むことによって、結局6名の人たちが任命拒否をされた話が、改革の必要性にすり替えられてはいけないということです。任命拒否が、拒否した側からすれば恐らく予想外の抵抗にあった。学術会議からだけでなく国民の側からも、多大な反論の矛先が当時の首相に向けられた。その逆恨み、あるいは意趣返し、それが実はこのようなおためごかしの最終報告書の中に結実しているように思うからです。

どういふことかといいますと、結局独立というふうにおっしゃいますが、それは確かに内閣府の外に出せば独立というふうには形式的には言えるのですけれども、例えば基礎体力の十分ではない子供を雪の中に出して独立せよと言われたら、それはちょっと無理な話です。独立させるというのは恐らく孤立化させることだと考えられます。あるいは放擲と言ってもいいのではないかと思います。

自立しやすいのではないかというふうにおっしゃっているのですが、これはこの競争社会における冷徹な自己責任化を徹底させることです。自己保障の代わりに自己責任を課すことです。ちょっとお金を出す、しかも自分たちのお金を出すのではなくて、自分たちは口だけ出すのです。国民のお金を使って時の政権が口を出す仕組み、すごい巧妙な仕組みがここに内在しているのです。監事による監督によって、結局介入が強化される。こういう仕組みがこの中につくられているということに、私は多大の懸念を感じざるを得ません。

私たちが議論していることは、イデオロギーの問題でもなく、政治的な右とか左とか中とかそんな話では決してなくて、「学問の自由」、「知の探求」、これがどのように自由で民主的な国家において、永続的に可能であるかの問題なのです。日本国というのがおかしな方向に行かないように絶えず監視・監督をしながら、言いたいことも言わせていただく組織の必要性です。でもそれは、あくまでも日本学術会議の背後には、国民の福祉、福利、平和の確保の要請があるからです。それを科学的な知見でもって実現していくということが、私たちの課題ではないかと思っております。

私の分野でしたら、専門は民事訴訟ですけれども、日本司法支援センターがあります。法テラスという名前で人口に膾炙していますが、その法テラスでは、訴訟をするためのお金を、法律扶助という形で貸してもらえます。そのための訴訟は、国家に対する国家賠償請求訴訟でさえも可能なわけです。それによって人が救済され社会が良くなる。より多くの判例なり何なりの公共財が形成されていく。それを国家が保障しているわけです。なぜ内閣府だけは、自分たちの政策には直結しないかもしれないが長い目で見て国民にとって有益な意思の発出ができる組織を、袋だたきにしようとしているのでしょうか。

私は民事訴訟・民事紛争において、「和解」というのはすごく大事であると考えています。お互い譲り合って、いいところで落ち着きどころを見つけ紛争を解決することは重要です。一般的にはそうかも知れませんが……。ただ、もう一回言います。自由で民主的なこの社会において、「知の探求」が制約なくできることこそ重要なのです。島村会員の御発言にありましたような、独裁的な国家が持っているような監視・監督機能を持つてはいけないのです。そういうことだけは、少なくとも私たちの「重大な決意」という形で、どのような形式を取るかはともかくとして、ぜひ実のあるものとしてほしいと考えています。今日まとめることは難しいかも知れませんが、こういう意見があったということだけでもお伝えいただければと思います。それも、有識者会議にではなく、内閣府に、です。有識者会議と対話をしてきた。それよく分かります。しかしながら、私たちの背後には先ほど言いましたような滝川、美濃部、矢内原、河合、津田左右吉、森戸辰男。たくさん苦難を経験した人たちがいるわけです。それが戦前はモグラたたきの様に個別にやられたわけですが、今では手をかえ品をかえ、このような形で集団的に団体的にやられているというだけの話です。

この報告書、ちょっともう時間的な制約があって十分読めなかったのですが、すごくうまい書き方をしています。例えば、国から切り離してやるのだけど、最初は国が予

算を出して自立するようになったらもう頑張ってください、というような趣旨のことが書かれています。要するに、お手並み拝見ということです。その後はもう完全に自己責任。常勤のメンバーからなり基本財産のある国立大学法人でさえも大変な業務を、中核は非常勤の集合体である私たちにさせる。諸外国のアカデミーのようなファウンデーション（基本財産）はない。そういうものでも、（有識者会議の岸座長が、あるインタビューで話していた）「30億円」の付与というのは一体何だったのだという感じもします（日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会座長・岸輝雄「30億円投じて学術会議を立て直せ」文部科学教育通信573号4頁、8頁〔2024年〕参照）。そういうものが毎年もらえるわけではないでしょう。そういう中で私たちが自助努力をしていかなければいけないのです。

もう一度最後に、もう発言する機会はないと思いますので、皆さんぜひ日本学術会議法の前文を見てください。この日本学術会議法というのは、国会で制定されたものです。国会で制定されたというのは、この法の究極にあるもの、つまり国民の意思が反映しているのです。まさに国民が代表者として送り込んだ人たちを通じて創ったものですから、その趣旨はまさに国民がこういうことを望んでいるということなのです。「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学会と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。」（日本学術会議法「前文」より）このような前文を持つ法律のどこが問題なのか、私は全く理解できません。まさに戦争の惨禍、その前の大変な状況を経験した人たちが創ったのです。末川博、まさに京大事件で京都大学を離れた人をはじめ、当時の人たちが、こういうことを考えて、日本学術会議の基礎をつくったのです。そういうことを、私たちは忘れてはいけないと思います。

私が申し上げたのは、総論的なお話です。各論的なお話になってしまうと、もうそれは多様な意見があるのは当然だと思います。それはそれでやむを得ないと思います。しかし大事なことは、先ほどおっしゃられた基本的なコンセプトの違いであるとか、大枠をどう考えていくのかとか、あるいはこれだけの科学者の集まりですので、「知の探求」をこの日本国においてこれからどうしていったらいいのか、「われらとわれらの子孫のため」（憲法「前文」より。この後に、「自由のもたらす恵沢を確保し」とありますが、それを）どう考えていったらいいのかについて、「憲法前文」も読んでいただきながら、じっくり考えていただければと思います。

長くなって大変申し訳ございませんけれども、大事なことだと思いましたので、発言をさせていただきました。どうもありがとうございます。

○三枝信子副会長 川嶋会員、ありがとうございました。

続きまして、第三部、森口会員、お願いいたします。

○森口祐一会員 第三部、森口でございます。第三部ではございますけれども、第一から

第三部、横断的な分野別委員会であります環境学委員会の委員長も仰せつかっておりますので、今日は多様な意見をということでございますので3点ほど申し上げたいと思います。

申し上げたいことは、先ほどから二部、北島会員、一部、美馬会員、三部、市川会員がおっしゃったことと少し重なるところもございますけれども、私どもに今求められている責任のようなどころについてお話をしたいと思います。

第一は、今日の日比谷副会長からの御説明の中で、9枚目のスライドにありました「分野横断的かつ課題解決型の学術的助言機能の強化」というところに書かれてございまして、今、課題別委員会の委員長を仰せつかっております。気候変動、喫緊の課題である中で、炭素中立社会への移行をどのように進めていくかという課題であり、こういった課題に応じていく、レスポンスしていく能力、レスポンスビリティという意味での責任は、我々はやはり果たさなければいけないというふうに感じております。

私自身が学術会議に関わるようになりましたのは東日本大震災、福島第一原発事故以降の諸々の活動であり、あのときに十分な役割を学術界が果たしていたのかどうかといったところの反省に立った上で、一定のその改善は見てきたかなと思います。これは後ほど申し上げたい公益にかなった活動を我々ができているかどうかという点で、非常に重要なかなと思います。

責任という意味では、これは二つ目になりますが、アカウンタビリティというのは、我々は果たさなければいけないと思います。公金で活動する以上、一定の説明責任が求められるということはあるのだと思いますので、そういったところで、どこまでが必要かということは議論の余地が非常にあると思いますけれども、そういう意味で監査機能、あるいはその自己評価ですね。こういったことは非常に重要だということは感じております。

先ほど来、特に国立大学の法人化に関わる問題点がいろいろ指摘されているところで、それはよくよく理解しておりますけれども、国立研究開発法人の役員を務めてきた経験から申し上げますと、国立研究開発法人は多様でございますけれども、よくなった面も大いにあると思っておりますし、それは運用の仕方次第というところもあろうかと思っております。

3点目、これは従来の総会、あるいは説明会等でも申し上げたことですが、信頼関係の重要性は再度繰り返させていただきたいと思っております。トラストということだと思います。

主務官庁との関係ということも、以前にも発言してございますけれども、私が先ほど申し上げました法人化において、私どもが比較的うまくやれているのは主務官庁との信頼関係の下にできているということがあると思っておりますし、それから、2点目のアカウンタビリティというところとも少し関わりますけれども、先ほどステークホルダーという言葉が出てまいりました。決して、我々の学術会議と政府の二者間だけでやっているわけではなくて、国民、あるいは産業界、タックスペイヤーの方々に応えられる活動を我々ができているのかどうかという点でのアカウンタビリティは、我々はやはり果たしていかなければならないと思っておりますし、国民や産業界から、政府と学術会議だけが何かやっている、

何かもめているらしいというようなことでは決していけないと思っております。

産業界からも国民からも、学会から出てくる様々な科学的助言等がまさに公益に資するものであるということが理解される必要があると思います。一方ですぐに役に立つものだけではなくて、基礎的な学術ということに非常に公益性があり、それが国家を支えているということをしっかり理解していただくことも必要だと思いますので、そういった観点で第一部の先生方がおっしゃっていることにも、私は首肯するところが多々ございます。以上です。

○三枝信子副会長 森口会員、ありがとうございました。

もう一人、御発言希望票が来ておりますので、第一部の中村会員から発言をいただいた後で、まとめて回答をいただきたいと思います。

では、第一部、中村委員、お願いいたします。

○中村征樹会員 第一部の中村です。

有識者懇談会とワーキンググループの議事録を拝見しておりまして、本当に幹事会の先生方の皆様の御尽力は、本当に大変だったかと思えます。必ずしも十分ではないというところはあるとはいっても、有識者懇談会に一定の歩み寄りを実現するように辛抱強く取り組まれてきたことに本当に心よりお礼申し上げます。

その上でなんですけれども、今回の最終報告書でやはり大きな問題だなというふうに感じますが、新たな学会の発足時の会員の選考についてです。先ほど日比谷副会長からも、当初の一番悪いところからは大分改善されたけれどもという御発言、評価があったかと思えます。ただ、会員選考等ワーキンググループで、新しい酒は新しい革袋に盛れという言葉が何度も出てきたりということだったりとか、新しい学会にするのであれば、全く新しいやり方で選ばれた新しい会員に一新する必要があるというのが基本的な発想であったのかなと思えます。

今回の報告書の中でも、現会員として任期が残っている会員の取扱いということで、現在の会員でも新会員として選考されることも、本人が希望すれば可能であるとか、任期6年を前提に任命されたので、会員としては残るけれども、会員選考に関わるコ・オペレーションには参加しないということになっていて、結果として残る会員もいるかもしれないけれども、基本的な発想としては、これまでの学会を更新して構成するような会員を一新するという発想であるのかなと思えます。これだと、やはりこれまでの活動との継続性が大きく断絶してしまうという点に大きな懸念を抱いています。

また、懇談会のワーキンググループの議論の中では、英語名称をより分かりやすくするために「アカデミー」という用語を入れたほうがいいのではないかという意見も出ていますけれども、そうすると、これまでの学会は本当に今期で終わって、新しい期からは、ほぼ別の組織が立ち上がるというふうにしても、ちょっと過言ではないのかな

というような形にもなっているようにも思います。ある意味、国の特別な機関としての学術会議は廃止されて、特別な法人として新たな学術会議が立ち上がるみたいな形でも受け止められかねないようなものになっているかなと思います。

最終報告書の中で新分野、融合分野に対応とか、会員の多様性の拡大とか元会員の再任などを行うのに、現会員だけによる精査では必要十分な選考を行うことは難しいというふうに書かれているわけですが、そういうのは実際これまで取り組まれてきたことでもありますし、また選考助言委員会が設置されるのであれば、本当にそれが難しいと言えるのかという点で、ちょっと大きく疑問が残ります。

また、懇談会の報告書の中でも学術会議のこの間の取組について、学術会議の方向性、姿勢を強く歓迎するというふうに評価がされているところもありますし、やはり機能強化を実現していくためには、やはりこれまでの取組を継承した上で、それをさらに発展させていくということが不可欠ではないかと思います。

そういう意味で、新しい酒は新しい革袋にということが、機能強化という観点から本当に妥当なのかということについて、もう少し会員選考の在り方について、ぜひもしよろしければまたお考えいただければ、あるいはぜひ強いメッセージを発出していただければというふうに考えております。

以上です。

○三枝信子副会長 中村会員、ありがとうございました。

それでは、日比谷副会長、光石会長、お願いいたします。

○光石衛会長 様々な御意見をいただきましてありがとうございます。

それで、まず1点、今示しているアクションプランです。これについては、おおむね好評をいただいている、その方向で頑張れと言われていています。私達研究者は違う意見については敏感に反応し、こうであるべきであると正しいことを言うのは非常に長けていると思いますが、同感している部分については、あまり何も言わないという気もしています。その意味で、最初にも申し上げましたように、存続も危ういという状況で、それから私達が出している報告書、助言機能がどこまで有効になっているのかということも、結構改善の余地はあるのではないかという気も一方です。それでここで極端に言えば席を立つとか、もう完全に拒否権を使うのか、それが果たして有効な手段であるのかどうかということころは、やはりよく考えた方がいいという気がしています。

それで、今私達が出している助言がどれだけ役に立っているのかということは、社会から結構厳しいことを言われているという気もします。そういう意味からすると、今時点では有識者の報告書という段階で、議論の余地というのは法制化するに当たって、これからまだ残されているとは思いますが。そういう意味からして、ここで日本学術会議が完全に社会と対立するという構造をつくるのが果たして得策なのかということについては、よく考

える必要があると思っています。

任命拒否問題に端を発しているというのは、確かにありますが、日本学術会議が反省すべき点が全くなかったかという、そうでもないのではないかという気がします。一方、アクションプランには比較的サポータティブでもあるし、存続の危機といったときに、学術には実は期待しているという発言もあり、それで日本学術会議は存続して、それでしっかりと助言してほしいということも言われています。そのために、当面はとにかくお金も出しますと言っているという、その部分は結構重く受け止めてもよいのではないかという気がします。

意見の異なるところについて、言われていることはごもっともと思いますが、大局的に考えたときにどういう選択をするのがよいのかというところはよく考えたほうがよいかなという感じです。理論だけでないのが、論文の査読とはやはり違うところでありまして、会長としてはなかなか悩ましいところではあるのですが、主張すべきは主張するのですが、大局としてはどうですかねという気が、私はしています。頑張れと言ってサポータティブでもあるというところについては、大分理解もしていただいて、ナショナルアカデミーがなくなってよいとは、有識者の方々も言っていないです。このように思っています。

○三枝信子副会長 それでは、まだ数々意見、発言希望票をいただいておりますので、お名前を挙げたいと思います。

続きます、第二部の高橋会員、第三部の玉田会員、第三部の杉山会員、第三部の高田会員、第三部の伊藤由佳理会員、第三部の関谷会員、そしてチャットに御意見をいただいている方もありますけれども、チャットの方、ぜひ挙手いただければと思います。佐々木葉会員、もしよろしければ手を挙げて、次にお指いたします。

それでは、ちょっと人数が多いですけれども、第二部、高橋会員、お願いいたします。

○高橋良輔会員 第二部の高橋です。

私は今、会長のおっしゃったことを本当に同感して聞いておりました。

やわらかいお話から言いますと、私が学術会議の会員に選ばれたときに、うちの秘書に学術会議の会員になったよと言ったら、学術会議って何の役に立っているのですかと言うのですね。それって、やはり国民のある一定の方の感想ではないかと思って、私としては非常に重く受け止めました。やはり社会とか政府も含めて、社会に対する助言機能というのが非常に学術会議にとって大事な機能であるにもかかわらず、何を出しても一体反響があるかどうか分からないというのか、ほとんどないというのが正直なところではないかと思っています。そんなこと言うと怒られてしまいますけれども。やはりそれをどうやって社会に届けるかというところの実務的なところを考えなければいけない。それに関する議論というのが、有識者懇談会でちゃんと示されていて、24ページに事務局機能を充実しなければいけないということが書いてあります。

私は学術会議の在り方として、やはり世の中の役に立つ学術会議であるということが非常に重要で、学術会議はいろんな多様な意見を出すべきですけども、それが社会に届けられなければ全く意味がない。なくてもいい組織になってしまうと思います。そういう意味で、この事務局機能の充実ということを図るというのは非常に重要なことで、それと法人化をセットにするということの正当性というのは、また考えないといけない面はありますけれども、でもやはり法人化したほうがこういうことはやりやすい。そういう意味で、私は北島委員とか市川委員とか森口委員がおっしゃっていたことに全く賛成ですし、有識者懇談会の出してくれた意見というものを重く受け止めて、学術会議は進むべきだというふうに考えております。

以上です。

○三枝信子副会長 高橋会員、ありがとうございました。

続きまして、第三部、玉田会員、お願いいたします。

○玉田薫会員 第三部、玉田です。

第三部なのでですけども、仕事を通じて第一部、第二部とやはり一緒に活動することもありまして、私の思うところとしては、今回、急に臨時総会を招集されたというところから今日は全員が集まって、事前に十分に議論をした上で、今日は何か決議をするすることはできないだろうかと懸念していたのですが、そういうことはされないようですので安心しました。

一番の懸念点は半分の会員、前にもお話ししましたが、半分の会員は任命問題のときからこの会場におられ、残り半分は新しく選考された会員であり、もう数年たったら、またこの次の期になるわけで。ですから、今のこの現役のメンバーで何かしらの決議をして、歴史的な背景も含めてのところを決めていっていいのか。どのような体制で学術会議の意思というのを今後示していくのかというところから議論すべきではないのかというふうに思います。先ほど予算の話があり、もう期限が決まっていて、来期には始めたいというところで急いでというのが見えているのがちょっと懸念材料で、その辺りの説明を、直接対話に関わってくださっている会長、副会長の御意見を、今日確認したいなというふうに思っております。

以上です。

○三枝信子副会長 玉田会員、ありがとうございました。

続きまして、第三部、杉山会員、お願いいたします。

○杉山直会員 一つ短くですけども、ちょっと違和感を感じるのは、監事、レビュー委員会、評価委員会については大臣任命にするが、会長を含む会員は大臣任命としないとい

う提案だと思うのですが、こちらは、例えば国立大学法人においては、監事は大臣任命だけでも、法人の長も大臣任命というふうにバランスが取れているのですね。

この今回の提案をそのままのむと、監事、レビュー委員会が国の側に立って、我々は完全にそこからの命令を受けるみたいな形になってしまうのではないかというふうにちょっとそこは危惧します。例えば、それを何とかするのに監事、レビュー委員会をのまないという手もあるのかもしれませんが、会長、法人の長については大臣任命を求めるとかいう可能性はありますか。

○三枝信子副会長 杉山会員、ありがとうございました。

○光石衛会長 その問題についてだけ回答しますと、今はこの総会で会員の互選ということになっていますので、大臣任命を求めるといふことにはなっていません。

○三枝信子副会長 杉山会員、ありがとうございました。

続きまして、第三部、高田会員、お願いいたします。

○高田保之会員 第三部の高田です。

有識者懇談会の資料4に組織図のイメージというのがあって、それを見ていると、先ほどから話題になっている評価委員会とか監事、あと会長が任命するので運営助言委員会というのと選考助言委員というのがあります。

評価委員会とか監事、これは政府が任命したとしても、私はあんまり心配してなくて、ここにいるメンバーの人たちは、そういう人たちがいても言いたいことは言うのだろうなと。なので、そこは気にしていないのですが、前回申し上げたのですが、一番気にしているのが選考助言委員会というものです。選考助言委員会は、私に言わせれば余計なものなのですが、選考のプロセスを監視する、モニターする、そういう組織はあったほうがいいと思います。選考の方針とかに対する助言というのは、運営助言委員会のほうでしていただければいいというふうに考えているので、ここだけは選考プロセスモニターというような名前にしていただいて、助言という委員会という言葉は削っていただきたいというのが私の意見です。

それからもう一つは、言いたいこと言えるためには、勧告の機能は絶対に持っているべきだ。小林会員が言ったように、これだけは譲れないというふうに考えています。

以上です。

○三枝信子副会長 高田会員、ありがとうございました。

続きまして、第三部、伊藤会員、お願いいたします。

○伊藤由佳理会員 第三部の伊藤由佳理です。

私は法的なこととか、法人化ということで生じることはちょっと分からないんですけども、まず日本学術会議の在り方として、歴史的な背景を考えても勧告機能をなくしてはいけないと思う。それだけが一番大事なことだと思っています。

私はこの学術会議の会員になってから、海外のアカデミーの方といろいろ接する機会がありまして、海外のアカデミーの様子だとかそのことをいろいろ聞いているわけです。日本でいう日本学士院が、基本的には海外のアカデミーに近いので、人事もほとんど欠員募集に近いので、それとこっちを比べるのはどうかという話は有識者会議の中にも出ていたと思うのですが、私たちができることは、政府に対して何か助言をするという機能、勧告も含めての部分ですので、それはちょっとそういうことが言える団体として貴重な団体だと思います。

政府に対して反対意見を言うから外部の機能になれというような感じの法人化とか、そういうのはとても受け入れられないと思ひまして、あと自分に対して反対意見を言うと、そういう人たちは仲間外れにするというのはすごいよくない日本の古い思想のような感じがしますし、危険な思想だと思いますので。

一方、学問の世界は異なる意見をどんどん言っていく世界ではありますので、そういう立場、反対意見を言うとか意見するというのではなくて、政府の相談役みたいな位置づけにしてもらえともっといいと思ひますし、あと、私はこの学術会議の会員になって、国際的な学術団体とも関わるようになったのですが、そういうところでも日本は、その学術的な位置というのがあるわけですが、そういうことも踏まえて、今、産業界ともつながって、半導体とかAIの問題など、日本がちょっと後れを取っている部分とかもありますので、そういうところで、日本の研究力の強化とか人材育成の面でも、日本を支えていく集団であるということを政府側にも発言してもいいのではないかと思います。

先ほどの美馬先生がおっしゃっていましたが、学術会議がどういうふうに、どんな活動をしているかということ発信する方法は、もうちょっと改善の余地があると思ひまして、海外のアカデミーの人と一緒にいると、もうその場でSNSに、こんな会議に来ていますというのを投稿していたりとかするので、そういうふうにして、ちょっと皆さんに身近に感じられる存在になっていくことも大事なのではないかと思います。

以上です。

○三枝信子副会長 伊藤会員、ありがとうございました。

続きまして、第三部、関谷会員、お願いいたします。

○関谷毅会員 第三部の関谷です。多様な視点からということで、私からも少しお話しさせていただく機会をいただきたいと思ひます。

まず、先ほど光石会長が回答のときにおっしゃられたところに、私も強く賛成させてい

たきます。

私も今期から会員にならせていただきましたけれど、社会にどうやって提言を届けるのかとか、それからいろいろな心配、不安も持って会員にならせていただきましたけれど、なってみると第一部、第二部、第三部の卓越した先生方と、本当に忌憚なく意見交換できる場をいただきましたし、また、第三部でシンポジウムを開かせていただきましたら、小学校から大学生まで400名を超えるシンポジウム、オンラインに参加されて、学術会議のこの公開シンポジウムとか、こういう集会というのは、本当に社会にとって大きな注目があると、集まってくくださる魅力があるということも、しっかりと感じさせていただくことができました。

また、アクションプランの副主査を仰せつかっておりまして、沖先生、それから光石先生の下で、日々、たくさんのお二人、二部、三部の先生方とアクションプランを進めさせていただく中でも、地方の活性化や産業界との連携、事務局との強化という観点でも、本当に前向きな先生方がたくさんおられて、日々、真摯に意見を出し合って、一歩ずつ前に進んでいるということを実感させていただいております。

また、幹事を仰せつかっております関係で、これまでの有識者会議の先生方とかの意見交換にも、ほぼ全て参加させていただきました中では、やはり非常にたくさんの視点から多様な意見をおっしゃられて、皆さんが学術を本当に前向きに前に進めていくためにはどうすべきかという意見を多く拝見させていただきました。

これらの有識者の先生方も、もちろん本当に卓越した先生方でいらっしゃるわけですので、その意見も踏まえて取りまとめられた、この有識者懇談会の意見というのは、本当に重要だと受け止めてございます。

第一部の先生方を中心にしておられる御心配な御懸念の点も、私も共感させていただいております。これに関しましては、光石会長からも力強いメッセージが出ていて、残念ながら全てを満たされているわけではないけれど、これからは政府としっかりと意見交換する中で法制化へ向けて取り組んでいくという、強い会長の決意も述べていただいておりますので、私としては、本当にここまでたどり着いてくださりました会長、副会長に、心から敬意を申し伝えさせていただきます。ありがとうございます。

○三枝信子副会長 関谷会員、ありがとうございました。

そして、チャットで佐々木葉会員、発言なさいますか。発言できますでしょうか。

○佐々木葉会員 先ほど御発言なされた先生に賛同しますという短いコメントを送らせていただきました。

せっかく機会をいただいたので、一言だけ申し上げますと、確かに第一部の先生方がおっしゃることも十分理解できますが、やはり私たち、これから現実的にどういうふうな結果に歩み寄っていくのかということを進めるに際しては、光石会長が先ほどおっしゃった

ように、ちょっとこの問題自体は研究論文の査読とは、ちょっと違う視点で進めていくということもおっしゃるとおりだと思いますので、ぜひ対話を続けつつ、結論を出すためにも、この学会会議の中での合意形成とか、この総会の後、どのように私たちが最終的に決定をしていくのかということについても、もしお考えがあればお伺いしたいというふうに思いました。

以上でございます。

○三枝信子副会長 佐々木会員、ありがとうございました。

それでは、ここで日比谷副会長、光石会長、御意見いただければ。

○日比谷潤子副会長 様々な御意見をいただきまして、誠にありがとうございます。

2点申し上げたいのですが、一つ目は、先ほどから話題になっております勧告機能についてです。

政府は、勧告機能そのものをなくすということを提案しているわけではありません。私が先ほど最初の説明で、文言に残るかどうかということをおっしゃったので、不安をおおってしまったかと思うのですけれども、文言の調整は法制的にしっかりしていくということです。

それからもう一点、私がちょっと最初の説明で選考助言委員会と混乱してしまいましたので、評価委員会、レビュー委員会という名前も出ていますが、これについては、もう一度、御説明をしたいと思います。

先ほどのパワーポイントですと、資料2の18ページにありますけれども、評価は学術的な活動の内容そのものを論評するものではないということが最終報告には明記されました。

それから、五つ要望していたうち、中期目標、中期計画に対する名前が変わったということをおっしゃって、そしてその評価に相当するものではないということが2点目。

というようなことを踏まえて、資料2、18ページには、活動や運営の実績が年度計画に沿っていたかどうかの確認、これをメタ評価と呼んでいます。

それから名前についても、趣旨を踏まえて、これは決まったわけではありませんが、「レビュー委員会」という名称がふさわしいということが書かれています。

以上、これまでの議論について2点申し上げまして、あと私として、もう二つ申し上げたいことがありますのは、何人かの方々から、アクションプランを実行していくための企画ワーキンググループについての御意見がございました。

私も毎回出ておりますけれども、ここでは非常に活発な議論が行われており、光石先生がお示しになったアクションプランの幾つかは、御本人からも御報告がありましたが、着実に進んでいると認識しております。

この存在については、最終報告の中にも歓迎したいとか、幾つかコメントがありますが、例えばワーキンググループ等に出ておりましたも、議論が終わってからなど、大変に御関

心が高く、このことについては具体的に何をしているかとか、こんなことをもっとしてもらいたいというようなお話がございまして、期待も大きいということをお伝えしたいと思います。

もう一つは、私の副会長としての主たる担当は国際活動ですが、アカデミーがなくなってしまつては困るというのは、本当に痛感していることです。S20とか、日本のアカデミーを代表する機関であるということで参加し、各国から同じようなところから出てきている人たちと議論をし、例えば共同コミュニケの作成に意見を言い、取りまとめをしていくというのは大変大事なことだと思いますので、アカデミーがなくなってしまうというようなことは、ぜひとも避けなければいけない。

一部の先生方から主に御意見がありましたけれども、そのときに、ここここはどうしても押さえておかなければいけないということは、全てそのとおりでございますし、設計コンセプトが異なるというのは幹事会から発している文書にも書いてあることなので、そこは対話の窓口を閉じずに、できる限り理解が得られるように。あと、もう少し幾つかの方から御意見が出ましたが、私たちが意見を交換し合う相手は政府だけではありませんで、国民との対話、学術会議って何ですかと言われてたりしないように、もっと広く、いろんな人に知られるような、そういう活動については、今からさらに取り組んでいくべきことだと思います。

以上です。

○三枝信子副会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問はありますか。

それでは、お二人続けてお願いいたします。ほかはいかがでしょうか。では、3番目をお願いします。そこまで3人の方から、御意見いただきたいと思います。

すみません、名前が読めなくて。

○坂田省吾会員 第一部の坂田と申します。

○三枝信子副会長 坂田会員、お願いします。

○坂田省吾会員 いろいろ調整していただきまして、ありがとうございます。

今日、最初に資料2で、いろいろ説明をしていただきましたけれども、その中の5ページ目に、五つの懸念というのが項目として挙げられていました。

最初のほうでは、いろんな先生方からも御指摘があったように、この五つの懸念事項に関しては、三つ目の「中期目標・中期計画」というのが活動方針というふうに変わったというところはあったかもしれませんが、ほとんど払拭されていない状況だと思うのですね。

そもそもなんで法人化しなければいけないのかというところなのですけれども、先ほど

のお話を聞いていると、第三部の先生方は、法人化しないと、この後、活動ができないようなことをおっしゃっているように聞こえるのですが、そんなことはないと思うのですよね。そもそも今までのところも、学術会議がそれぞれ分科会で皆さん活動してきて、それはそれなりにやってきて、今アクションプランもそれなりに評価されていると思うのですが。そのところで、やはりこの五つの懸念事項が払拭されないというのは、とても気になるころだと思えます。

それから、流れとして、形を変えて、必ずしもその法人化するのに反対するわけではないというところで行ったとしても、なんでこういうふうに来たのかなというのを、今朝、こちらに来る途中、いろいろ考えていたのですが、私、25期に任命されて、25期、26期とやっているわけですが、2020年の10月1日のときに、いきなり6名が任命されないという事実が明らかになって、この総会で決議をして、10月2日に要望書を出していますよね。なんで任命されなかったのかということと、6名の任命をお願いしたいと要望するという形で、要望書が出ていたと思えます。

それが、例えば去年、2023年の4月18日に、やはり声明、これは第187回の総会のところで説明ではなく対話を、迅速な法改正ではなく開かれた協議の場をとって、こちらから声明を出していました。その声明の最初のほうには、先ほど川嶋先生が読まれたような、その学術会議法の前文のところまで引用して、その経緯まで全部書かれていました。

もし、このままこの会議そのものが法人化されてしまうと、6名の任命されなかった先生方は、理由も示されずに、その事実がそのまま残ってしまう形になると思うのですよね。

今はまだ任命してくださいという要望をしていて、それがまだちょっと実行されていない、遅れているだけだという状況のように私は認識しています。それがもう、明らかに任命されない状況で残ってしまうというのはとても気持ち悪いというか、これは何なのだろうというふうに思うわけです。

その2020年の6名任命されなかったという事実を聞いたとき、私は正直とても怖い感じがしました。もう国家権力によって、何かこう、握り潰されるのではないかなというふうな、そういう恐怖感を味わいました。これはやはりよくないのではないかなと思います。

だから、やはり我々は自由にいろんなことを考えて議論しながら未来に進めていかなければいけない、そういう立場にいる人たちがここに集まっていると思うのですが、それはやはり我々のアカウンタビリティもそうですが、政府側のアカウンタビリティだって当然果たされるべきで、それがそのまま隠された状態で終わってしまうというのは、とても気持ち悪いんですね。

なので、やはりここのところは、少なくともこの五つの懸念事項が払拭されないというところは、とても反対したい気持ちになっているところを、一応意見表明としてお伝えさせていただきます。

以上です。すみません。

○三枝信子副会長 坂田会員、ありがとうございました。

できるだけ多くの会員から御意見をいただきたいので、1回目の御発言の方を優先したいと思います。

まず、第三部の腰原会員、お願いします。

○腰原伸也会員 会長、その他皆さん、この案を交渉されておられる方々に、これをあえてお聞きするべきかどうか、ちょっと迷ったのですけれども、あえてお聞きしたいのですけれども、政府側は、いつ頃これを法案として出したいとか、そういうことというのは出ているのでしょうか。

これ、後の方々との質問とまとめてのお答えでも、もちろん結構なのですが。

○光石衛会長 事務局、何か今後について。

○事務局長 事務局長です。

今回の12月20日のこの最終報告の公表の際に、今後速やかに法制的な検討を進めるということが明言をされているかと思います。いつまでにということは、特に明言されているとは承知していません。

○腰原伸也会員 分かりました。次の通常国会に、もうぱっと出てくるという形ではないわけですね。一部報道などに、そういうことがちらっとだけ書かれていたので、とても心配していたのですけれども。本当に条件闘争も、場合によっては、いろんな細部のことを詰めなければいけない事態も、人事その他に関して起きると思うのですけれども、その時間があるのかというのが、ちょっとまた心配だったというところがあってお聞きしました。

○事務局長 明言はされておりませんが、速やかに具体的な法制の検討をするということなので、様々な可能性を考えて対応していく必要があると思っています。

○三枝信子副会長 ありがとうございました。

では、次に進みたいと思います。

ここで第1回目の会員からの発言としまして、チャットに、先約のため席を立たなければならない方が二人おいでですので、私のほうから簡単に、お二人のコメントを読み上げたいと思います。

まず第三部、竹内会員です。「誠に恐縮ですが、先約のため、ここで失礼をいたします。審議事項につきましては議長に委任をいたしますが、私としては現在の有識者懇談会最終報告書を受けた上で、具体的な運用条件について交渉すべきと考えます。」こちらが第三部、竹内会員より。

続きまして、第三部、多々納会員より。「残念ですが、ここで退出いたします。有識者懇談会を受ける形で対話の窓口を閉じずに、五つの懸念事項の払拭等ができるように、建設的な議論を進めていただけるように執行部、お願いしたいと思います。」以上です。

第1回目の発言の方、おいでになりますでしょうか。

一人、手が挙がっていますね。第一部、有田会員、お願いいたします。

○有田伸会員 第一部の有田です。

光石会長の現実的なところを考えるべきという御意見には同意するところも多いのですが、やはりこれまでの会員の方が発言されたように、全ての発端となっている任命拒否の問題というのを置いたままで、この方針に従っていくということについては、やはり少し懸念があるところです。

ですので、どういう方向をとるにしても、やはり任命拒否の問題に対する私たちの考えというのを、いま一度、明確にお伝えいただくという形で進めていただければというふうに思います。

○三枝信子副会長 有田会員、ありがとうございました。

ほかに第1回目の方、岸本会員どうぞ。

○岸本康夫会員 三部の岸本です。

皆様の努力には大変感謝します。25期、26期と、学術会議の在り方に関する問題がずっと続いているので、この機に、条件闘争とは言いませんが、できるだけいい形で解決していただければと思います。

新しい会員の選定方法が、12月18日の在り方ワーキングの資料11で書いてありまして、26期-27期の会員は3年残るけれども、コ・オペレーションには参加しないと書いてあります。今までの考え方で言えば、25期-26期、26期-27期の会員で次期会員を決めていたわけですが、新しい体制の新会員は一体誰が選ぶのかというのが全く分からない資料になっています。

新しい体制の新会員はオープンかつ慎重に幅広く選考と書いてありますが、この考えでは、ここで従来の学術会議が続けていたコ・オペレーションのシステムを切ってしまうということになるので、ここは絶対反対すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○三枝信子副会長 では、後でまとめて回答いたします。

ほかに、まだ発言されていない方で挙手される方、ありますでしょうか。会場及びオンラインから。

特になければ2回目の方にも、簡潔に発言していただこうかと思います。

それでは、2回目となりますけれども、3人の方に簡潔に発言をお願いいたします。
第一部、小畑会員、第一部、宇山会員、第一部、川嶋会員、お願いいたします。

○小畑郁会員 ありがとうございます。いろんな御意見を聞いて、私自身もいろいろ、こういう観点があるかということで学ばせていただいたのですけれども、ちょっと一番気になるのは、やはり五つの懸念点というふうに示したものが、もし懸念が払拭されていないのであれば、それはやはり今の段階で、再度表明すべきではないかということです。

これは今、大局を見てというふうに光石会長はおっしゃいましたけれども、今の現状では、これ最終報告が出ましたので、これからは相手方が懇談会ではなくなるというのが私の認識なのですが、それは正しいでしょうか。

そうすると、政府なのです。そうすると、今まで懇談会の方々が学術に対する期待とか、学術会議の様々なアクションプランに対する期待というのを表明されておられて、それ自体は非常によかったというふうに思うのですけれども、その場の雰囲気というのは、やはり一旦リセットされるというふうに考えるべきだと思うのですね。

そうすると、今の段階で学術会議側が何を一番懸念しているのかということ、もう一度はっきりさせて、それをもう一度表明するということが、今の段階の大局感、大局を見るという立場からは重要なのではないか。それが国民との対話を進めていく第一歩ではないかというふうに思うのですよね。

第2点ですけれども、光石会長は大局感というふうにおっしゃいましたけれども、やはり短期的な大局感じゃなくて、やはり長期的な視点で、今ちょっと制度が変わろうとしているという段階なのですが。だから、やはりこれは小手先の改組ではないのですよ。制度が法制的に変わるということなのです。そうすると、これは本当に、やはり長期的なスパンで物事を考えて、一体こういう設計がいいのかということ、議論しないといけないということなのです。だから短期的に、今、風が吹いてきていないからとか、そういうことで判断すべき問題ではないと、私は思います。

光石会長は、そういう意味でおっしゃったわけではないというふうに私は信じておりますけれども、もしそういうふうに関心で受け止められるとしたら、非常に残念だなというふうに思いますので、私の発言を付け足しておきます。

以上です。

○三枝信子副会長 小畑会員、ありがとうございました。

続きまして、第一部、宇山会員、お願いいたします。

○宇山智彦会員 宇山です。2回目で失礼します。

これまでの議論で、たくさんの有益な発言がありましたが、手を打つのか、席を立つのかみたいな二分法になってはいけないと思います。

私がこの報告書は合格点ではないと言ったのは、別に席を立てという意味では全くなくて、懸念点が緩和されたけれども、全く払拭されていないというのが客観的な事実だと思いますから、それを取り下げると、今後その交渉の舞台が懇談会以外のところ変わっていく中で、さらにはほかの点も潰されていく可能性が十分にあると思います。

政府が法案をつくっていく過程、それから、それが国会に提出されて与野党の議員の間で議論されていく過程で、これまで、この有識者懇談会との議論には関わっていなかった、全く違う立場からの人たちに理解を得ていく必要がある、そして、もちろん国民に理解を得てもらふ必要がある、ここまで言っていたことを取り下げましたというのは、交渉戦略として大変まずいと思います。懸念点は払拭されていないということは、言い続けるべきだと思います。

それから、研究開発法人などで監事がいても問題はないという発言、今日も、それから以前もあったと思いますけれども、それは政府との信頼関係があるからだろうと思います。政府との信頼関係がなぜ崩れてしまったのかといえば、いろいろあるでしょうが、最大のもものは、やはり任命拒否の問題である。つまり政府が信頼関係を壊したのだから、政府が回復する必要があるということを言い続ける必要があると思います。

私を含めて、自分の専門分野で政府と協力している研究者が、ここにはたくさんいると思います。だけれども、この学術会議の在り方の問題だけでは、これに限っては政府と対立せざるを得ないという状況に追い込まれているのは、それは私たちのせいではないと思います。

そして、あと政府との関係のそもそものこれまでの在り方について、内閣府の機関であるということが何人かの方々から言われていますが、学術会議法には、内閣府の機関であるなどということは一言も書かれていないわけで、内閣総理大臣の所轄である。実際に管轄する省庁としては、以前は総務省だった時期もあるわけで、別に内閣府に従属するような位置づけでは本来ない。そして、内閣総理大臣の任命というのも、これはかつてやっていた研究者による選挙に代えて、それを廃止するときに便宜的に導入すると、当時の総理大臣が明言したものであって、だから従属的に見える関係というのは、近年になって政府側が作り出したものであって、本来の政府と学術会議の関係性は、それとは全く違うものだったのだということを認識する必要があると思います。

また、国民に知られていないという指摘も度々ありますが、それは全ての組織がそうだと思います。早い話、内閣府が何をやっているのか、ちゃんと知っている国民はどのくらいいるのでしょうか。そして、文科省は役に立っていないとか、何々市役所は役に立っていないとか言われることは度々あります。そういう面で引け目を感じる必要はないのであって、必ずしも全ての人、たくさんの人に知られているわけではなくても、関係することを行っている人たちが、学術会議の提言などを参照して自分たちの活動の役に立てているというケースは、たくさん私は知っていますし、知らないところでもたくさんあると思います。

ですから、そういう活動が今後もできるように、今できていないから今後やるのではなくて、今やっていることを、きちんとその成果を確認した上で、今後さらにそれがよくできるよという方向で考える必要があると思います。

以上です。

○三枝信子副会長 宇山会員、ありがとうございました。

続きまして、第一部、川嶋会員、お願いいたします。

○川嶋四郎会員 もう時間ですので、簡潔にお話をさせていただきます。

基本的には坂田会員、それから小畑会員、宇山会員のおっしゃるとおりだと、私は思っております。したがって、「五つの懸念事項」（参考2の令和6年7月29日付「法人化をめぐる議論に対する日本学術会議の懸念」）は、ぜひ再度確認をしていただきたいということです。

あくまでもその任命拒否の問題については、私は違憲でもあり、そして違法でもあると考えています。したがって、この最終報告書が出たということによって、それが、決して私たちのほうが何か問題のあることをやってきたので改革をしなければならないとか、その任命拒否にお墨つきを与え任命拒否を正当化するなどといった素材に使われてもらっては絶対困ると考えております。

監事につきましては、今は「会計検査院」がやってくれていますので、引き続き、憲法90条に基礎のある会計検査院にやっていただいたらそれで十分で、監事はいらないかと思えます。

レビュー委員会（評価委員会）ですが、これもいらないと考えます。結局は時の政権がレビューしたいようなのですけれども、もしこれを国民の税金でやるのだったら、国民の司法参加の例さえありますので、「国民の学術参加」という形で、国民にレビューをしていただくというのが一番いいのではないかと、私は思っております。

それから、中期活動計画です。これは中村会員がおっしゃられたとおりに思っています。私が、これが非常に怖いと思うのは、結局は前の概算要求で次の年度の予算が決まるといいう仕組みが創られることになり、結局は、前の年の人たちが次の年の人たちの活動（場合により、前の期の人が後の期の人たちの活動）を拘束するというパターンがずっと続いていくということになることです。これでは、安定的な活動のための財政的基盤というには、あまりにもおぼつかない。それだけではなくて、活動の自由さえも制約してしまう。これはやはり基本におかしいのではないかと考えております。

また、法案が出る前には、パブリックコメントを求める機会というのが与えられてしかるべきだと、私は思っております。これだけ重要な、まさに憲法23条の根幹に関わるような問題、これはもう人権を支える学術的基礎に関わる問題だと私は思っておりますけれども、そういう問題に直接・間接に関わるこの法案が出る前には、ぜひパブリックコメント

の機会を付与してほしい。これまさにその国民に開かれたメンション（言葉による参加）の機会ですので、これを設けないということはちょっとあり得ないと思います。ぜひこれを設けていただきたいということをお願いしたいと思います。

最後に一言感想ですけれども、任命拒否については訴訟事件が係属中でございます。普通、大体訴訟事件が係属中のときには動かずその帰趨を待つ。よくコメントでも、現在係争中につきコメントをいたしかねるというようなものが出てまいりますけど、係争中につき改革法案を出すというのは、非常におかしなことではないかと思っております。そのことをきちんと説明をしなければならない。こちら側の説明を、説明をというふうに、この最終報告書には書いておりますけれども、本当に説明をしない人たちが学術会議にだけ説明をさせるというのは、私、何かどうもすっきりしないという感想を持っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○三枝信子副会長 川嶋会員、ありがとうございました。

重ねて、会場またはオンラインから御質問、御意見はありますでしょうか。

では、第二部の後ろの方、ほかにございますでしょうか。オンラインからも、もしありましたら挙手をお願いいたします。そろそろ残り時間が少なくなってきましたので、御発言の意思のある方は早めに。

では、第三部、沖会員。ほかは、お二人でよろしいですか。オンラインからもございませんか。もう一人と、神田会員の三人。ほかはいかがですか。オンラインから西岡会員ですね。

それでは、まず最初に第二部の後ろの方、すみません、柚崎会員ですか。お願いします。

○柚崎通介会員 柚崎です。

まず、ここまでの御努力に非常に感謝させていただきたいと思います。今日も様々な御意見を聞かせていただきまして、勉強になりました。

また、結論から最初に言うと、至らぬ点はあるかもしれないですけども、僕はやはり今回のこの妥協点としては、非常に評価すべきだと考えています。特に科学技術のこと、先ほど気候変動、災害とかありましたけども、日本の科学研究レベルが下がっているとか、いろんな問題がもう喫緊の課題としてあって、早くもう実効性のある政策提言とか見解を出して、それが政策に生かされていくような形で動かなくてはいけないということをひしひしと感じているというような状況です。やっと前に向かって進めるような状況が整ってきたというのが、僕自身の正直な感想です。

先ほど高橋先生のほうから、学術会議は何もしていないではないかというふうに言われたと言って、それに対して、第一部の先生から気にしなくていいというようなお話もあったんですけど、国民には確かに見えないことがあるかもしれないですけど、研究者自身の中で何をやっているのですかと、何をやってきているのですかとというのが全く見えてい

ないというのもとても大きな問題だなと思っていて。まさに今、研究者のキャリアとか環境、研究機関、研究費の問題もそうですし、取り巻いている問題はもうかなり大きな問題ですので、前に向かって進みたいというのが一番正直なところですよ。

今回の五つのポイントというのは、確かに満たされてないところもあるとは思いつつも、我々の分野から考えると、この評価委員会でチェックしたりというのは全くリーズナブルだなと思いますし、監事についても、監事の場合にはどういう形で運営するか運用するかというのは、先ほどもいろんな意見出たとおりだと思いますけども、それほど大きな問題だとは私は思わないです。コ・オペレーションのところについても、継続性という問題で、25期、26期のほうが関係なくなるというのは少し問題かなと思いますけども、恐らく出てきて上がってきた研究者を評価してというので、選考の委員会で問題になることも多分ないのだろうなという感覚で、あくまで研究レベルとか、どういう業績をしたかに応じて評価されるだけなので、誰が来ても何の不自由もないという、そんな感覚では。

今回の任命拒否問題で発端となった第一部のところで問題となってくるのは、政策であったり、今の政権との違う関係を持った人が入るかどうかという、恐らくそういう問題だろうとは思ってはいるのですが。とはいえ、やはりこの学会の最大の利点は第一部、第二部、第三部で提言なり見解なりを出していけるというところが最大の、ほかの科学技術だけのアカデミーを持っている国と違うところなので、一部の人と一緒にやっこうと思うのだったら、やはりある程度どこかで妥協してやっついていかないと進めないのではないのかなという感覚ではいます。すみません。

以上です。

○三枝信子副会長 柚崎会員、ありがとうございました。

この後、第三部の沖会員、オンラインから第一部の西岡会員、第二部の神田会員の順に御意見いただきたいと思います。

それでは、第三部の沖会員、お願いします。

○沖大幹会員 ありがとうございます。

前の期も第三部の幹事でしたので、幹部の先生方、いろいろずっと見てきましたが、その中で、真の独立を獲得するためには、やはり経済的な独立が必要である。例えば10億円を会員204名で分担すると、1人年間500万円。庁舎の修繕積立といいますか、減価償却も含めて10億円必要なのだとすると、750万円払えば独立が得られる。あるいは二千幾つの学協会から年間50万円あるいは70万円もらえば、そういう独立が得られる。それができないかということも少し、現実的でないかもしれませんが考えたりしたのですけれども、皆様方御承知と思いますが、日本学術協力財団という組織があって、「学術の動向」という雑誌で日本学術会議の活動を報告したり、会議の開催を支援したりしてくださっていた財団です。ここに対する寄附というのを受け付けているのですけれども、ほとんど集まらない。

あるいは会員の皆様方で、こちらの財団の会員になって年会費を払っていらっしゃる方には想像もつかないかもしれませんが、会員の中に、この財団の会員になっていらっしゃらない方もいる。つまり私たちは知られていないどころか、少なくとも経済的には、あまり支援する対象とわれていないというのが非常に残念な状況であります。

ですから、国民の皆さんが日本学術会議にお金を払って、きちんとした意見を述べてほしいと思ってもらっているというのはなかなか見えてこない。やはりそのところは、私たちはもっと、今アクションプランでいろいろとスピーディーな意思の表出とかをやっていきますけれども、何か問題があったときには、学術会議はどう思っているのか聞いてみようというふうに思われるような存在にならないと、やはりこの制度がどうあろうと、私たちは社会から認められないし、社会が認めなければ政府も軽んじるということになるのではないかというふうに、皆さんのお話を聞いていて思いました。

ただ、今回の最終案について一つ言えるのは、今回の案に沿った場合には、今後は二度と任命拒否は生じないシステムになっている。先ほど、会長は大臣任命のほうがいいのではないかという御意見がありましたが、それは避ける。もう任命というものは、会員に関しては少なくとも大臣、あるいは政府の関与は認めないという案を私たちは望み、一応そうなっているということかなというのを私は思いました。

今後なのですけれども、やはり先ほど御意見がありましたが、総会でいきなり今回は2日前の最終案の発出でそれを受けてですから、なかなか難しかったかもしれませんが、分野別委員会、あるいは各部会で十分な意見の意識の共有、それから議論を踏まえた上で、総会で改めて各個人というよりは、分野別委員会あるいは部会からの意見ということで調整していくといったやり方も、今後考えられるのでないかなというふうに考えました。

以上、意見でございます。

○三枝信子副会長 沖会員、ありがとうございました。

続きまして、オンラインの西岡会員、お願いします。

○西岡加名恵会員 ありがとうございます。

まず最終報告を拝見して、随分論調が変わった部分があることを拝見して、先生方が粘り強く交渉されたたまものだなという点は大きく感じました。

一方で、やはり懸念が解消されていないということに関しては、有識者懇談会の報告というのはあくまで報告で、これから先、法制化へと進むことを考えますと、やはり学術会議として、何らかの形でこういう懸念が想定されているということをちゃんと意見を表出しておくということが重要なのではないかというふうに思いました。今日の総会で、そういう意思表示の文面が出てきて決議を採るような形になるのかと思ったのですが、この時間になってきていますのでそうはならないのかと思いますと、今後どのように意思の表出なり意見表明をする予定なのかということ伺いたいと思います。

それから、日本学術会議の活動がなかなか市民や研究者の理解が得られないということに関してなんですけれども、今回の幹事会で作ってくださったパンフレットは非常によく整理されているものだと思います。日本学術会議の一般公開イベントのページを見ると、本当に数多くのイベントも行っていますし、委員会活動や提言・報告も多数出ています。私たち自身が反省すべきを反省することは大事だとは思うのですが、あまり反省し過ぎて、もう少し自信を持ってアピールしていいところまで卑下する必要はないのではないかと思います。

報告に至る議論を見ると、法人化にあたって「すべての会員を新しく選び直す方法が原則」といった意見も一時はあり、第26期の会員は辞めるべきと言われるなら、抗議の意思を示して辞めますと言いたいぐらいだという心情にも一時期はなりました。席を立てて交渉を終わらせるのはよくないという会長の御意見もその通りだとは思うのですが、そういう受け止めにせざるを得ない議論もあったということは、第26期の会員の間では意識共有をしたいなという思いがあって、最後に発言いたしました。失礼しました。

○三枝信子副会長 第一部の西岡会員、ありがとうございました。

続きまして、第二部の神田会員、お願いします。

○神田玲子会員 神田でございます。立場上、二部の先生方の考えをまとめて御報告できるとよかったですけれども、やはり先生方の中にはいろんなお考えがあって、一言でまとめるのは難しいと思っております。例えば、本日の総会の資料を御覧になって、『見解の相違は一部に残っているけれども、この大筋の理解の合意を白紙に戻さない進め方のほうがいいのではないかな。そのほうがナショナルアカデミーとして、政府との一定の距離を維持しながら機能が継続、拡大できるのではないかな』といった意見をくださった先生もいらっしゃいます。ただ、繰り返しになりますけれども、個別の項目に関しては様々な考え方の先生がいらっしゃると思っています。

他方、この1点は多数派の意見かなと思いますのは、現会員として、学術会議らしい活動をしたい、ナショナルアカデミーメンバーとしての責任を果たしたいという焦りに似た強い思いがございます。

そうした観点から、光石会長は御就任後から首尾一貫して、アクションプランの推進を運営の大きな柱と据えて、このたびの有識者懇談会への対応もされてきておりますので、私自身はこの会長のお考えを支持すると申し上げたいと思います。具体的には、12月18日の御発言にありますとおり、勧告権をはじめとする個別な点に関しては、法制的な検討の過程で学術会議として責任を持って政府と協議をすると、そして会員の間で議論を尽くすという、こういう光石先生が示してくださった今後の対応方針が妥当だというふうに思います。

近視眼的な発言になりましたけれども、以上でございます。

○三枝信子副会長 神田会員、ありがとうございました。

それでは、大分たくさんのお意見、コメントをいただきましたけれども、重ねて、まだ発言なさっていない方で特にという方はございますでしょうか。オンラインもよろしいですか。もうそろそろ終了の時間が近づいております。会場からもお一人でよろしいですか。よろしいですかね。

それでは、最後をお願いいたします。

○小田中直樹会員 小田中でございます。

今の神田会員のほうから発言がありましたけれども、神田会員がおっしゃった点、つまり勧告権を維持するという点については、恐らく皆様方の中で異論はないだろうというふうに思っております。これについては、第二部の小林会員が最初のほうで、プレゼンスの問題ということから議論なされましたけれども、全くそのとおりで、我々がナショナルアカデミーという場合に、どうしてもやはり政府に対して勧告権を持つということが、一種プレステージであり、かつレゾナントルと言うのでしょうか、そういうものだと思います。これについては、第三部、第二部、第一部に関わりなく、やはり共通の理解に達しているのではないかなというふうに思っております。

その観点からすると、今回の報告書については、科学的助言の権限については、これを維持しつつ。維持するとありますけれども、他方で勧告が助言に変わって、少し問題があるかなという気がいたしますので、ここについては、やはり少なくとも今回議論を見た場合に、どうしても様々な点で対立はあると思いますけれども、勧告権の維持については、これはやはり我々としては譲れない。これがなくなったら、我々の存在意義がなくなるだろうというふうに、顕彰機能については学士院がありますので、そうすると、やはりそこについては少なくとも本日、我々の間でも意見は共通したのかなという気がいたしております。ここについて今後、政府との法制化の間の過程で、いろんな形で交渉事になるかと思っておりますけれども、これについてはやはり特段の配慮を求めて、用語の使い方から始めて、ぜひとも総会の場でほぼ同じような意見が出たということで、交渉を進めていただければというふうに存じております。

以上です。

○三枝信子副会長 小田中会員、ありがとうございました。

それでは、数多くのお考えに基づく御質問、御意見をありがとうございました。これらの御質問、御意見、御議論を受けまして、光石会長でよろしいですか。光石会長、お願いいたします。

○光石衛会長 幾つかの点について、コメントしたいと思います。任命の問題については

解決されたとは全く思っておりませんで、これは引き続き、こちらの言い分を言うていくということが大変重要と思っています。

信頼関係について、任命の問題はもちろん政府ですが、有効な助言を出していくというところも重要と思っていますので、お互いに頑張らないといけないと思っていますところ

です。7月29日に出した主な懸念点、この5点については、とても満額回答とは言えないのですが、ただ、より良い役割発揮のための制度的条件の五つの要件、こちらのほうがもっと大切で、何回も申し上げますが、学術的に国を代表する機関としての地位ですとか、私はお金で妥協したくはないですが、そうはいつでも、国家的財政支出による安定した財政基盤は、ある程度は保障されていると思います。一番問題の箇所は自主性、独立性のところですが、そういう意味からすると、この7月29日のところは多少部分的なところでもあると、私としては認識しています。

それから、短期的な議論で結論を出すべきではないというのは全くそのとおりで、これは75年続いてきた日本学術会議においては、結構重要な局面と、私も当然ながら認識しており、この間に最近も含めていろんな方が出されたいろんな書類や書籍、意見等を随分と勉強いたしました。

この歴史の重みは非常に感じているところで、そういう意味で、今日ここに総会を開いたということは、正直言って、2、3日前までどういう最終報告が出るかが分からずに、今日も重要な局面で、結構重要な局面になるという認識があり、さらに皆様方にはほぼ1か月前にアナウンスしないといけないということもあり、現実的な問題として、定足数を確保しないといけないということもあり、重要な局面になるであろうということもあり、開いたという次第です。

この後どうするかということについて、総会として何か出すのではなく、会長談話を今は考えており、もし総会決議を出すのであれば、もう少し別の局面かもしれないと思っています。

いずれにしても、今日、様々な御意見いただきまして、また意見交換をしていただきましたことに感謝を申し上げます。

最初に私から説明しましたように、日本学術会議はこの5要件を満たす必要があるとの一貫した考えの下に、懇談会においても議論に参加し、懸念点として、日本学術会議の考え方を示してまいりました。懇談会あるいはワーキンググループにおいて、日本学術会議が説明してきた懸念点の一部は、議論の過程でもその趣旨等を理解いただいて、最終報告にも記載されたものもあり、有識者懇談会で議論してきたことには、意義があったと考えています。

しかしながら、一方で、その主張してきたが反映されていない点もあり、この点については非常に残念に思っているというところです。そうした点についても、日本学術会議の主張については、最終報告に両論併記のような形で明記もいただいたというところで、今

後その法制化が行われるのではないかと思います、まだ検討する余地はあるということです。

実はこの最終報告に書かれていない細かいところは、非常にたくさんあります。そういったところに向けて、具体的な検討が必要になる論点も残されていると認識していますし、検討の余地もあるというところだと思います。この最終報告への評価について、先ほど来、申し上げておりますが、助言機能の強化ですとか、それから科学に関する各種ネットワーク機能の強化ですとか、国際活動の強化、事務局の強化といったように、そういったところも、5要件の幾つかに加えて入っているということで、日本学術会議がより良い役割を發揮するための機能強化が、今回の改革の目的であるということ を明らかにした上で、その在り方として、法人として具体的な姿と、それから議論のポイントも示されたということについては、ある程度評価できるのではないかと考えています。

今後については、より良い役割發揮のための機能強化につながるものとして実現していくために、日本学術会議としても、具体的な法制化に向けて責任を持って政府と協議していくとともに、改革の実行に当たっては、日本学術会議としても、皆様との間の議論も尽くしていきたいと思っています。

アクションプランにつきましては、おおむね良い評価をいただいております、この法人化は大変重要な問題ではあるのですが、アクションプランの改革と一体として、法人化、法制化のところについても、執行部としては進めていければと思っていますところ です。

そういうことで、評価はするけれども残念なところもあるというところを明確にした上で、ただ、私達はここで後ろ向きに進むのではなくて前向きに進みたいということをメッセージとして出すのが良いのではないかと考えております。先ほども申し上げましたように、そうした内容をこの後、会長談話という形で出したいと思っております。御賛同いただけますでしょうか。

(拍手)

○光石衛会長 御賛同いただきました。

では、引き続き、日本学術会議がより良い方向に向かうことができますように、皆様の御協力をいただければと思います。

○三枝信子副会長 光石会長、ありがとうございました。

それでは、以上で本日の議事「日本学術会議の在り方について」を終了いたします。議事進行は会長にお返しいたします。

○光石衛会長 三枝副会長、ありがとうございました。

会員の皆様におかれましては、本日は年末の御多用のところ、精力的に御議論いただき

まして、ありがとうございました。改めてお礼を申し上げたいと思います。

最後に、事務局から連絡事項をお願いいたします。

○企画課長 まず、この後の日程についてお知らせをいたします。

13時25分から幹事会の先生方による打合せを行いますので、幹事会構成員の方は2階大会議室、またはオンラインにて御出席ください。

席上に残された資料等は事務局にて廃棄いたしますので、御入用の場合はお持ち帰りくださいますようお願いいたします。

次に、第一部の島岡会員より、会員の皆様へ1点御案内いただきたいとの依頼がございましたので、御案内をいたします。

本日の13時30分より、公開シンポジウム「第6次男女共同参画基本計画に向けた日本学術会議の期待」がオンライン形式にて開催されます。日本社会のジェンダーエクイティ推進のために、第6次男女共同参画基本計画において取り上げるべき重大問題について、広い関係者で情報を共有し、提言作成につながるような議論を行うとのことです。こちらのシンポジウムは6階6A会議室にて視聴が可能ですので、御都合がよろしければお立ち寄りください。

以上でございます。

○光石衛会長 ありがとうございました。

[散会（午後1時08分）]